

京都文化財

(第七集)

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心が育ちまわってきました。また、このことが契機となって市町村の文化財保護条例も、昭和六十三年十二月現在で三九市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことであります。

京都府ではこのたび、条例に基づく第七回目の指定、登録、決定等を行いました。今回の指定、登録、決定等はあわせて二四件で、これまでの合計は三七四件となりました。このうち、九件が国の重要文化財に指定されたことと、三件が登録から指定に変更されたことにより、現在の指定、登録、決定等の実数は三六二件であります。また、今回の特長は「山・鉾・屋台懸装品等製作」の工芸技術を京都府選定保存技術にはじめて選定したことでもあります。

この第七集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を網羅したものです。刊行にあたり文化財所有者、関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの六集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

平成元年三月

京都府教育委員会

教育長 西 野 是 夫

凡例

- 一、本図録は、第七回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに京都府選定保存技術を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数 (指定・登録の別)
所在の場所
所有者
法量(単位はセンチメートル)・構造形式等
時代
解説
- 四、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。
京都工芸繊維大学 日本建築史研究室

凡 例

有形文化財

建 造 物

十輪寺本堂・鐘樓
成相寺本堂・鐘守堂・鐘樓
三上家住宅主屋・酒造蔵・釜場・
什器蔵・道具蔵・表門
一宮神社本殿・境内社大原神社本
殿・境内社八幡神社本殿・境内
社天満神社本殿・境内社武大神
社本殿

美術工芸品

絵画

絹本着色渡辺正栄尼像
板絵著色神馬図
絹本着色阿弥陀三尊像

彫刻

木造伝一鎮坐像
木造十一面観音立像
木造千手観音立像

工芸品

愚中周及関係遺品

古文書

金色院御堂再興勸進状
〔平等院修造勸進状
平等院旧起
松尾寺再興啓白文

考古資料

籠神社経塚出土品

無形民俗文化財

民俗芸能

東吉原の振物

風俗慣習

芦生の松上げ

吉原の万灯籠

蒲入の精霊船行事

河梨の十二灯

史跡名勝天然記念物

名勝

正法寺庭園

天然記念物

滝のツバキ

文化財環境保全地区

一宮神社文化財環境保全地区

選定保存技術

山・鉾・屋台懸装品等製作

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区及び

選定保存技術件数一覧

宮津市(籠神社)……………25

舞鶴市……………28

美山町……………27

舞鶴市……………29

伊根町……………30

久美浜町……………31

八幡市……………33

加悦町……………34

福知山市……………35

京都市……………36

……………39

福知山市(天寧寺)……………20

宇治市(地藏院)……………22

宇治市(浄土院)……………23

舞鶴市(松尾寺)……………24

……………13

……………14

……………15

……………16

……………17

建造物

十輪寺

二棟

(指定)

京都市西京区大原野小塩町

十輪寺

本堂 前堂及び後堂より成る

前堂 桁行三間、梁行二間、一重両側面後寄及び

背面両脇もこし付、寄棟造、正面千鳥破風付、

向拝一間、本瓦葺及び棧瓦葺

後堂 桁行一間、梁行正面一間背面三間、一重両

側面もこし付、妻入、背面切妻造、正面前堂に

接続、棧瓦葺

附 銘札 二枚

木槌 一個

鐘楼 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

本堂 寛延三年(一七五〇)、鐘楼 寛文八年(一六六八)

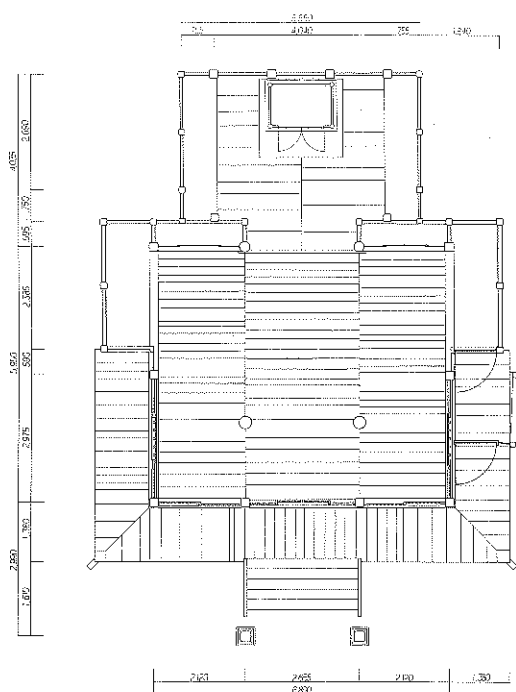
当寺は、小塩山と号し天台宗比叡山延暦寺の末寺で、開山は円仁の弟子恵亮という。嘉祥三年(八五〇)、文徳天皇が妃藤原明子の安産を祈って地藏菩薩を彫らせ、精舎に安置したのがこの寺の始まりで、その後応仁の乱で焼けるなど一時は衰微したが、天正頃に草堂が営まれて再興の機運が生じ、さらに寛文年間、花山院家によって再興されるとともに、以後同家の菩提寺となった。この時期のものとして、寛文六年(一六六六)の銘のある鐘と、同八年建立の鐘楼が現存する。元禄末頃、大風により本堂が倒壊し、しばらくは本堂のない状態がつづいたが、花山院常雅の尽力等もあり寛延三年(一七五〇)再建された。これが現在の本堂である。

本堂は、前堂と後堂からなり、前堂を外陣、後堂を内陣とする。前堂は、亀腹基壇上に建ち、板敷床で正面及び側面前寄の三方には縁を

廻らせ、側面後半部及び背面両脇間は、もこしで張出しをつける。柱は内部の独立柱二本及び背面中央部二本を円柱、他はすべて角柱とする。柱間装置は、正面の中央間に腰付格子戸引違、両脇間は盲格子戸引違を入れ、両側面前寄の間は花頭窓、内明障子引分け、後寄の間は開放とする。背面両脇間は先で述べた張出し部を仏壇とし、中央部は開放として内陣にあたる後堂へと続く。後堂は床下を叩き仕上げとし、前堂より一段高く板床を張る。柱はすべて角柱で、三方はすべて壁として開口部はない。後方中央に宮殿を置き、両側面はもこしで張出しして仏壇を設ける。平面構成として、このように内陣を奥に突出させるのは、外陣を広くとるために近世の建物でよく用いられる手法であるが、外陣側面後半部及び背面両脇、さらに内陣両側面に仏壇等を安置するためにもこしで張出し空間をつくるものは他にあまり例をみな



本堂



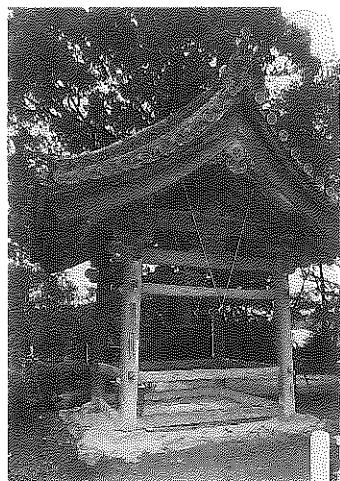
本 堂



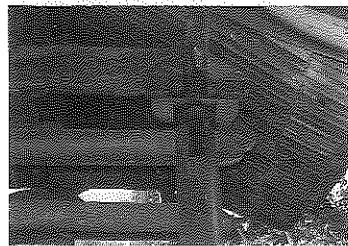
本堂細部



同 上



鐘 楼



同上細部

い。また当本堂は、特異な意匠を多用しており、特にそれは前堂にみられる。例えば、天井において、全体を中央と両脇に縦に三分し、中央は輪垂木を配した一種の折上天井に、両脇は鏡板天井にするという、いわゆる神社の割拝殿の形式を採用しており、室の持つ性格から考えて相似したところがあり扱い方として面白い。また細部形式についても、内部独立柱相互を繋ぐ虹梁木鼻の異色な形、内外陣境上部の虹梁と持送りを一体につくってその両端に木鼻のように漢を彫りだしているところ、またこの虹梁の中間にたつ大瓶束の上端から前方斜めに全く飾りだけに下げた尾垂木状の象鼻や虹梁の側面全体に施した彫刻、さらに様々な絵様の臺股など、その多彩さは注目に値する。しかし、この建物の特色は何といっても屋根の形態である。ごくわずかの棟から四方に下る流れに大きな照り起りをつけ、あたかも神輿の屋根を大きくしたようなこの形式は希少で、特にこの屋根ほど強い起りをもつたものは他に例がない。

鐘楼は、自然石の礎石上にたち、四本の円柱相互を、地覆、腰貫、内法貫、頭貫で繋ぐ。柱上には三斗を組み、妻虹梁及び丸桁を受け、中備は各間に臺股を入れる。虹梁上に牛梁を架けこれに鐘を吊り、牛梁端は笈形付大瓶束を飾りその上に三斗を組んで化粧棟木を受ける。本堂とは対照的におとなしい正統的な意匠の建物で、棟端の鬼瓦に寛文八年（一六六八）二月の刻銘があり、建立年代の明らかなものとして貴重な遺構である。

成相寺 三棟

(指定)
宮津市字成相寺
成相寺

本堂 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、正面千鳥

破風付、向拝三間、軒唐破風付、銅板葺

附 棟札 二枚

鎮守堂 一間社流造、檜皮葺

附 棟札 一枚

鐘楼 桁行三間、梁行二間、袴腰付、入母屋造、檜皮葺

本堂 安永三年(一七七四)、鎮守堂 延宝四年(一六七

六)、鐘楼 元禄十年(一六九七)

当寺は、天橋立を見おろす成相山に所在する。高野山真言宗の古刹で、本尊は聖観音菩薩である。西国三十三所観音霊場の第二十八番札所にあたり、多くの参詣者で賑わっている。山の中腹に山門を構え、その数百m奥に鐘楼を置き、横の石段を昇ったところに南面する本堂や鎮守堂を配している。

寺伝によると、慶雲元年(七〇四)に真応によって創建され、文武天皇の御願寺となった。当初の寺地はさらに上に登った所に占めていたが、応永七年(一四〇〇)に山崩れのために堂舎が悉く破損して現在地へ移り、同二十九年(一四二二)までかかって伽藍を再興した。永正四年(一五〇七)には戦乱により灰燼に帰したが、一色義有の援助を得て復興した。

本堂は、寛永三年(一六二六)に建立された旧本堂が大破したために再建が企てられた。宝暦十年(一七六〇)に発願、京・大阪における出開帳や近在の信者たちによる奉加で資金を漸次集め、翌十一年から工事に取り掛かった。十数年の歳月を費やし、安永三年(一七七四)に棟上、同七年に遷仏供養を行なったが、未完の部分も残していたようである。工事は、近世丹後において造営活動を盛んに行なった畠田一族が担当し、棟札には棟梁重郎兵衛以下六十二名に及ぶ大工の名が記されている。

桁行五間梁行五間の規模で正面に三間向拝を付ける。屋根は入母屋

造とし、正面に千鳥破風と軒唐破風を取付ける。当初は檜皮葺で、昭和三十八年に現在の銅板葺に改められた。柱は上部粽付の円柱。詰組になる拳鼻付出組が、二軒繁垂木の軒を支持する。

平面は前寄二間を外陣とし、その奥中央に方三間の内陣、その両脇に参籠のための局と脇陣を配する。四周に擬宝珠勾欄付の切目縁をまわし、正面に木階を設ける。外陣は側面に建具をたてるが、いずれも転用されたものであり、当初は吹き放しであったと考えられる。内・外陣境は格子戸をたてて間仕切り、内陣中央後方に来迎柱をたて来迎壁を作り、その前に禅宗様須弥壇を置き、宮殿厨子をのせ、その中に



本 堂

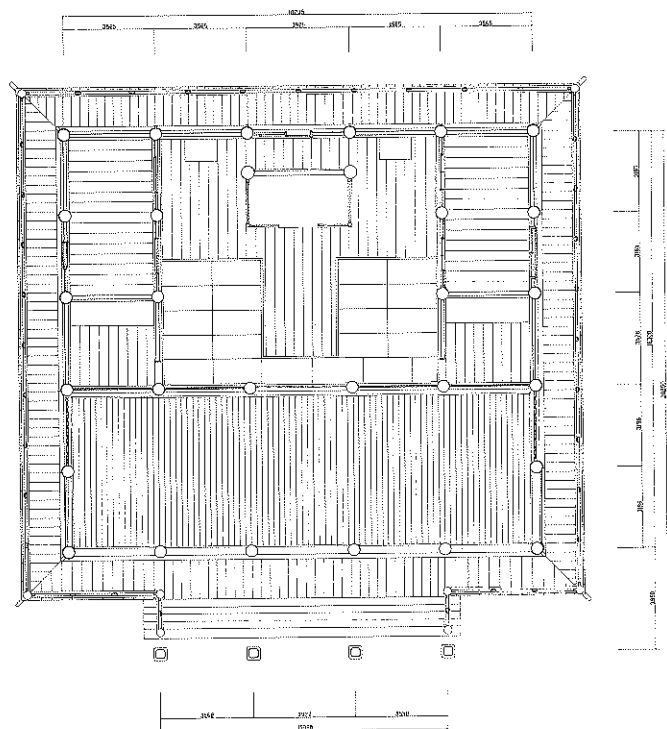
本尊を祀っている。天井は内陣を折上格天井とする以外、組入天井。床は各室とも拭板敷で、内陣には畳を追い回し敷にする。

外陣廻りの建具を取り払って吹き放しとし、多くの信者が容易に土足のままで参詣できるようにしているのは、天台宗や法華宗などの近世仏堂にみられる手法であるが、西国三十三所寺院の近世本堂にも宗派を問わず同様の傾向がみられ、当堂はその典型的なものである。

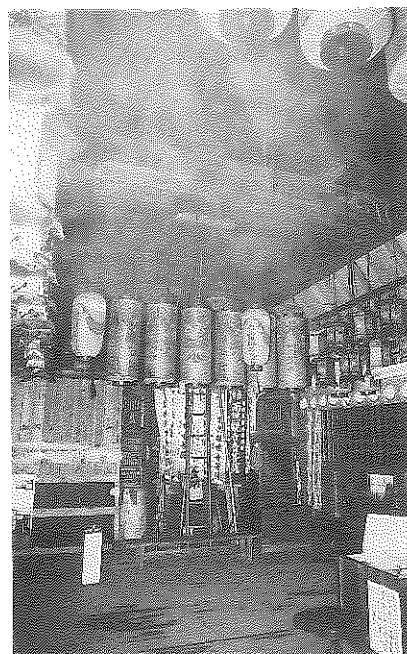
さらに、千鳥破風や軒唐破風をつけ、向拝廻りに彫刻を集めて、正面の意匠に特に気を配るなど、参詣者を十分に意識した建築となっている。その一方、脇陣を間仕切って局を設けるなどの中世密教本堂の面影を残す平面を伝えている。中世密教本堂の平面形式を踏襲しながらも外陣の扱いや意匠に近世的で、しかも札所に多くみられる特徴を備えた堂宇として重要である。

鎮守堂は本堂の東側、覆屋の中に南面してたつ。延宝四年（一六七六、棟札）から翌年（擬宝珠銘）にかけて、踏川与惣兵衛重定ら八名の木工によって造営された。中規模の一間社流造で、浜縁をもつ。組物は身舎・向拝とも支輪付の出組とし、身舎はその上にさらに二手先を組み、虹梁大瓶束をのせ棟木を支持する。支輪は身舎から向拝まで一体のものとして廻し、身舎と向拝の間に格天井を張る。中備は蓋股。木鼻や皿斗などに、大仏様の意匠がみられる。内部は内・外陣に分かれ、境に腰長押を渡し、長押上に幣軸付板扉をたて、下には格狭間をつけている。丹後地方には身舎の組物と桁を二段に重ねた二重組物をもつ神社建築が多く残るが、当堂はその形式の中で初期の遺構に属するとともに、支輪を向拝まで廻す類例のない建築となっている。意匠的にも優れ、近世丹後における代表的な神社建築である。

鐘楼は元禄十年（一六九七）冬から翌年秋にかけて宮津の木工八左衛門尉尚次らによって建立された。袴腰付の鐘楼で、棟を南北におく。二軒繁垂木を四手先組物が支持し、中備に間斗束を入れる。上層には跳勾欄付の切目縁を四周に廻し、これを拳鼻付三手先の腰組が支持する。腰組中備は、平側両脇間が間斗束、他間が蓋股である。組物間に多くの斗を配して軒を賑やかにみせる意匠は独創的であり、落ち着いた外観とうまく調和している。



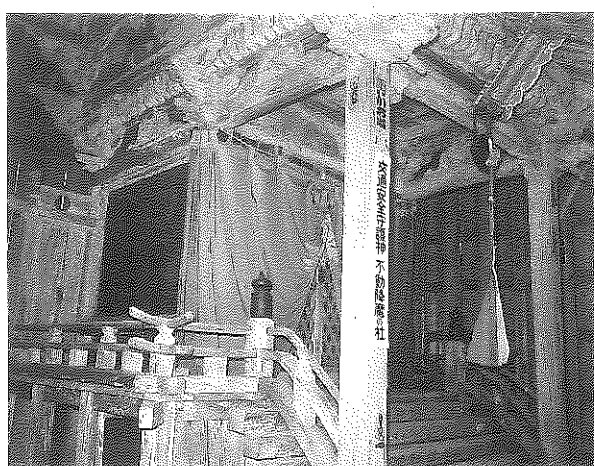
本 堂



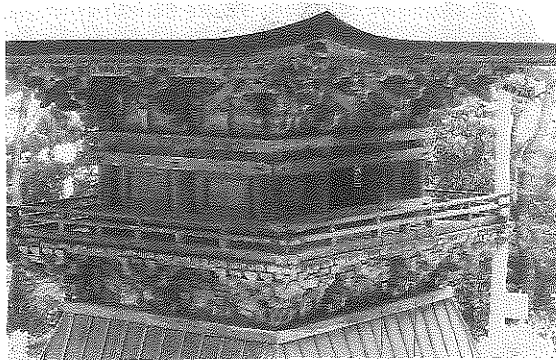
本堂内部



鐘 楼



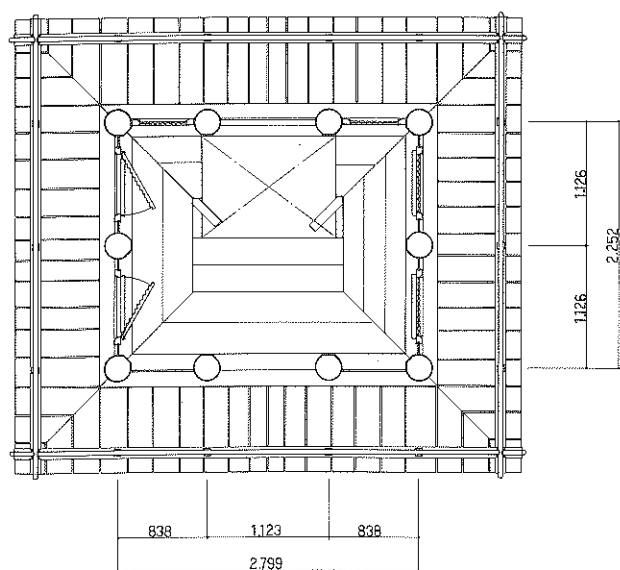
鎮 守 堂



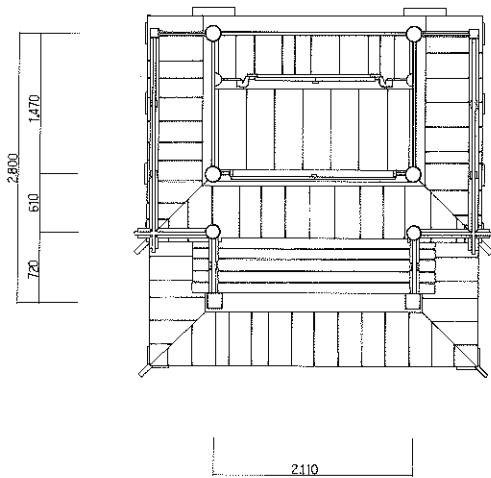
同上組物



同上裏詳細



鐘 楼



鎮 守 堂

三上家住宅

六棟

宮津市宇河原一八五〇

三上誠一

(指定)

主屋

居室部

桁行十八・〇m、梁行十一・三m、一部二階、入母屋造、妻入、南面・東面及び西面庇付、

棧瓦葺

新座敷棟

桁行七・一m、梁行八・九m、二階建、切妻造、東面及び西面庇付、棧瓦葺、北面居室部に接続

に接続

庭座敷棟

桁行十・〇m、梁行五・九m、切妻造、南面・北面及び西面庇付、棧瓦葺

仏間

桁行四・〇m、梁行三・〇m、両下造、棧瓦葺、北面居室部に接続、南面庭座敷棟に接続

玄関

桁行三・三m、梁行三・〇m、入母屋造、妻入、控の間及び脇の間附属、棧瓦葺、西面庭座敷棟に接続

座敷棟に接続

酒造蔵

桁行十五・七m、梁行五・四m、二階建、切妻造、棧瓦葺

釜場

桁行十・〇m、梁行五・六m、切妻造、東面庇附属、棧瓦葺、西面酒造蔵に接続

什器蔵

桁行六・〇m、梁行四・〇m、二階建、切妻造、棧瓦葺

道具蔵

桁行五・九m、梁行三・〇m、二階建、切妻造、棧瓦葺

表門

一間薬医門、切妻造、棧瓦葺

主屋

天明三年(一七八三)天保八・九年(一八三七・八)に増築、酒造蔵・釜場 文政十三年(一八三〇)、什器蔵・道具蔵 江戸後期、表門 天保九年(一八三八)



外観

三上家住宅は宮津市宇河原^{かわら}に所在する。三上家は江戸時代において宮津城下有数の商家のひとつで、酒造業・廻船業・糸問屋等を営む一方で宮津藩財政や宮津城下の町政に深く関わっていた。所蔵の略系図によれば、当家は本家四代三上宇兵衛の次男の勘兵衛が安永五年(一七七六)に分家して現在地に屋敷を構えたのにはじまる。その後天明三年(一七八三)二月白柏町より出火して付近一体を焼亡させたいわゆる晒屋^{あびや}火事により焼失したと伝える。再建工事は直ちに開始され早くもその年の十二月にはほぼ工事を終えていることが当時の出面表(職人の出勤簿)が残されており判明する。ちなみに職人の数は計三十名、総工数は延べ一九四〇人以上を要している。以後順次隣地を買上げて主屋の増築や蔵の建設を重ね、現在の屋敷規模になっていることが各

時期の普請内容を記した文書が残されており判明する。

東側の通りに面して、主屋と酒造用建物（釜場）が妻を見せてならび、その南側には新座敷棟と表門が続いている。主屋は天明三年の建物で、土蔵造り桁行九間、梁行五間半、屋根は入母屋造、棧瓦葺で軒裏を揚げ塗り（垂木等を土壁で覆う）とするが、垂木が扇垂木になっている点が珍しい。間取りはいわゆる通り庭式で南側に居室部をとる。表側から奥へミセ、ゲンカンと南側ナンド、ニワ側に半間張り出したダイドコと南側のナカノマ、そして南と西に縁を廻らした床・違棚・付書院を備えるオクザシキを西端に配す。奥座敷のニワ側には広縁を設け、ニワ側から使う物入をつくっている。北半は、大戸口の右側にシモミセを設けるほかは広いニワとする。居室部とシモミセの上部には二階をつくり、酒造業をしている時は杜氏の部屋にあてていた。

軸部は丈の高い差物で組み固め、ニワは上部が差物や梁があらわになって豪壮な空間となっている。当主は火災によりほど懲りたと見えて、防火の配慮から窓、出入口のみならず煙出にまで土戸をとりつけている。住宅全体をこまで土蔵と同様の耐火構造にしている例は非常に珍しい。後世のおもな改造としては、ミセを畳敷から板敷に変更していること、二階への昇り口をナカノマの北西隅からナンドへ移したること、ニワ北西隅の炊事場まわりを新しくしていること、などがあげられる。

ニワの北側は開放になっており、酒造蔵・釜場と続いている。酒造蔵は二階建て桁行六間、梁行三間の建物を二棟つないで桁行計十二間であったが、現在はそのうち東側八間分だけが残されている。釜場は酒造蔵の前につくられた桁行五間半、梁行三間の建物で、木造架構をそのままあらわし、南側は開放で主屋のニワとつながっている。西寄りに大釜を据え、東北隅に土蔵造りの麴室を設けるなど仕込みのための設備が残されている。文政十三年（一八三〇）に、釜場は建て替え、酒造蔵は増築されていると考えられる。

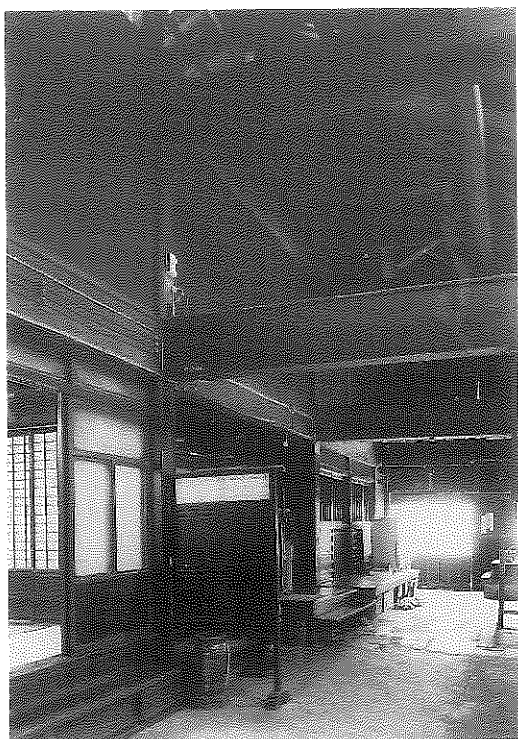
主屋の南側には、通りに面して二階建、切妻造の新座敷棟が建てられている。一階は、ミセとつながるミセオクとヨリツキ、ミセオクの西の床・違棚・平書院を備えたシンザシキから成り、二階も居室になっている。この棟は文政三年（一八二〇）に建てられていると考えら

れ、明治期頃に改造が加えられている。

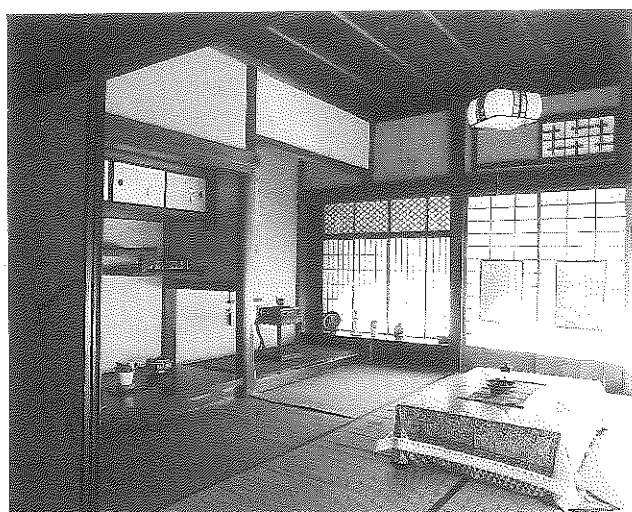
新座敷棟の西方には坪庭を隔ててナカノマと接続する仏間棟が増築され、南は庭座敷棟へつながる。庭座敷棟はニワザシキとツギノマの二室の西側と南側に縁を設けており、ニワザシキには床・違棚・出書院、ツギノマには床を備える。ここは天保八年（一八三七）の増築で、銘木を用いており、質の高い座敷となっている。庭座敷の周囲には池庭がつくられている。

ニワザシキの東側は式台を備えた寄棟造の玄関がつくられていて、ヨリツキとツギノマを結ぶ長四畳へ通じている。この部分は、表門とともに天保九年（一八三八）に幕府巡見使を迎えるために急増築されている。

当住宅は町屋の遺構としては大規模な部類に属し、大火後に建設されたため、徹底した防火構造を採用している点が大きな特色である。その後藩内での地位の上昇にともなって、座敷、土蔵、玄関等を増築して家格に見合う構えとしているが、往時の姿をほぼそのまま留めている点が貴重である。江戸後期から近年まで酒造業を営んでいたが、

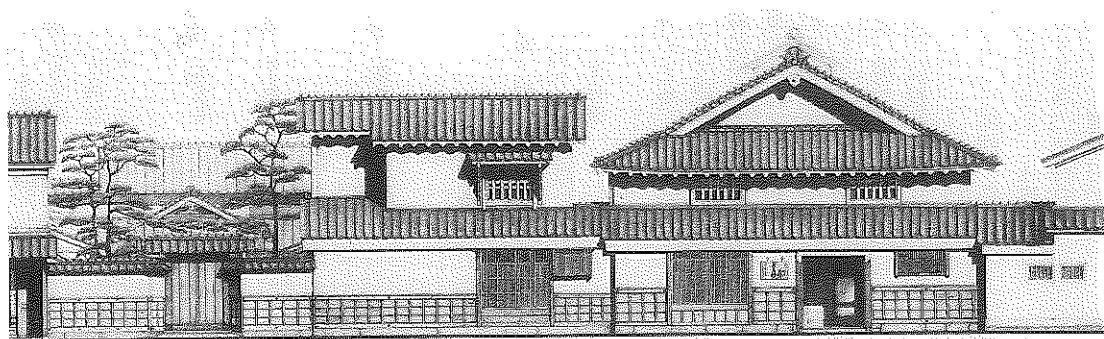


主屋 大戸口よりニワをみる



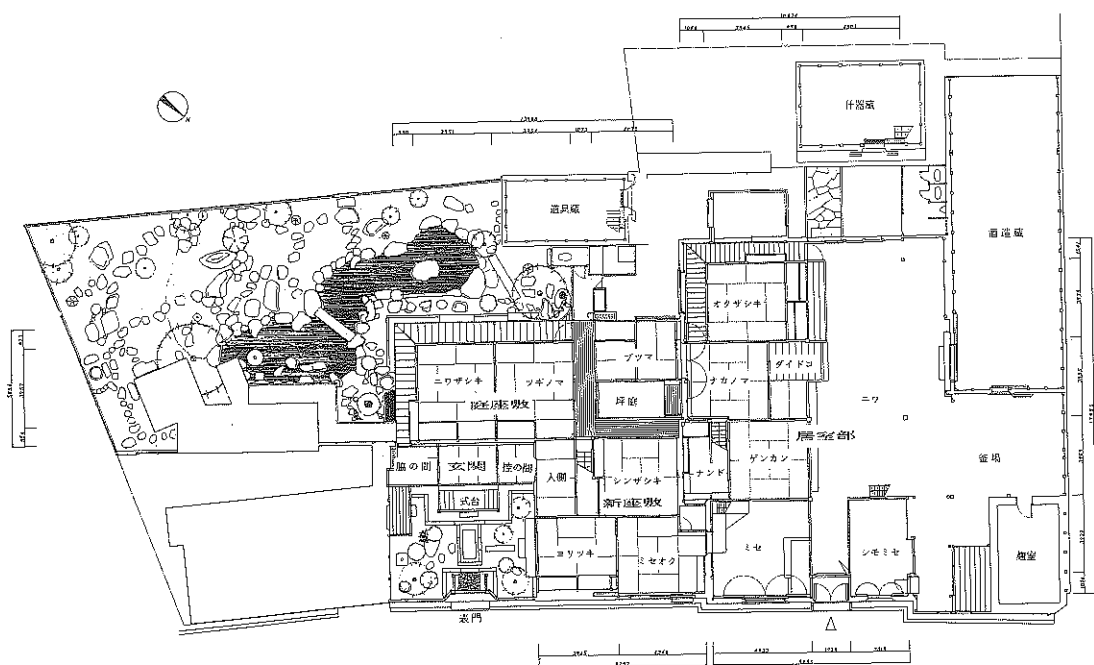
ニワザシキ

そのための施設がよく保存されていて当時のありさまを偲ぶことができる。また、天明三年の主屋建設時の出面表をはじめ各時期の普請内容を知ることのできる文書が多数残されている点もその価値を高めている。



東側立面

(京都工芸繊維大学日本建築史研究室提供)



配置兼平面図

一宮神社 五棟

(登録)
福知山市字堀
一宮神社

本殿 一間社流造、檜皮葺

附 棟札 二枚

境内社大原神社本殿 一間社流造、正面千鳥破風付、銅板葺

附 棟札 一枚

境内社八幡神社本殿 一間社流造、正面軒唐破風、千鳥破

風付、銅板葺

附 棟札 一枚

境内社天満神社本殿 一間社流造、正面千鳥破風付、銅板葺

附 棟札 一枚

境内社武大神社本殿 一間社流造、銅板葺

附 棟札 二枚

本殿 享保三年(一七一八)、境内社大原神社本殿・同八

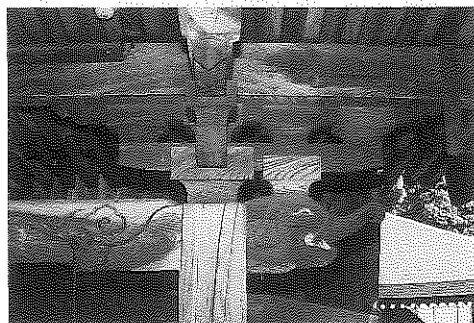
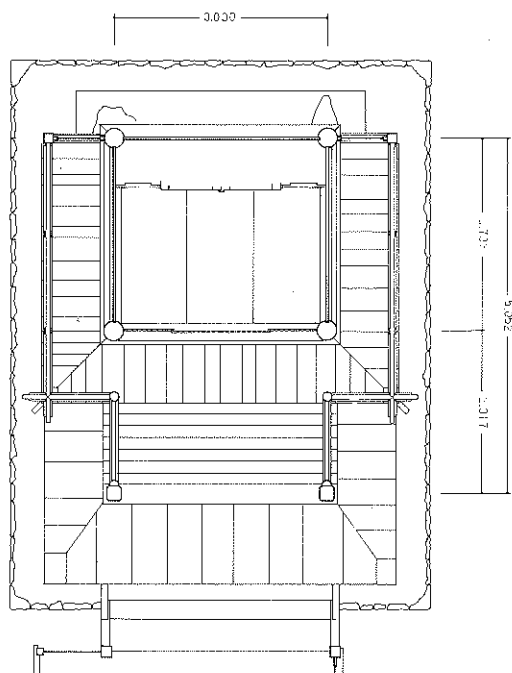
幡神社本殿・同天満神社本殿 享保四年(一七一九)、境

内社武大神社本殿 元禄八年(一六九五)明治四十一年移築

一宮神社は旧堀村に鎮座し、近世まで「一宮大明神」と称し、旧福知山町・南岡村・木村・堀村の旧四町村の産土神として祀られている。当社の草創は、社伝では慶雲四年(七〇七)に麻呂子親王が創建せられたものと言伝えているが詳らかではない。近世初頭に入り、福知山城主「有馬豊氏」によって、本殿の再興、さらに承応二年(一六五三)「松平忠房」が新田地を神領として寄進、そして、以後十三代に亘る歴代朽木氏により黒印地として社領の保証など、歴代藩主による厚い崇敬を受け、福知山の中心的な神社の一つとして位置付けられる。

主な社殿として、本殿・八幡宮・天神宮・八王子宮そして拝殿・舞殿等が建っていたが、正徳四年(一七一四)四月に火災にあい、本殿をはじめ全ての建物が焼失してしまった。そして享保二年から四年(一七一七〜一九)にかけ城主や四町村の氏子によって現在の社殿が再興されたもので、社殿は境内中央に透塀で囲まれた本殿が建ち、

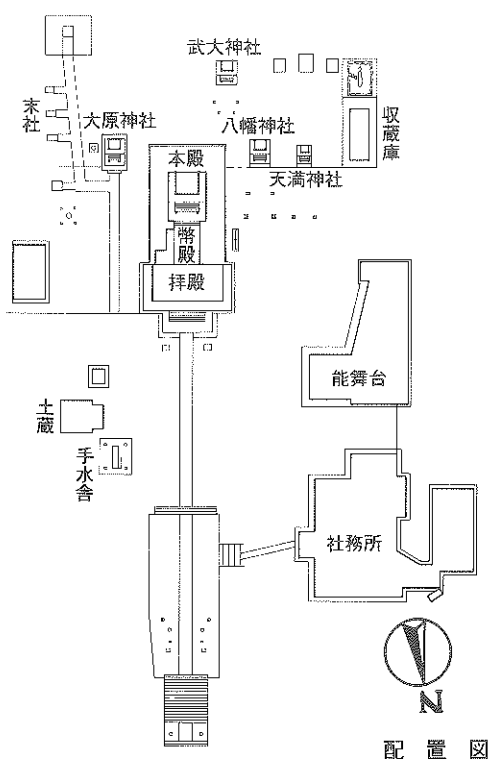
本殿



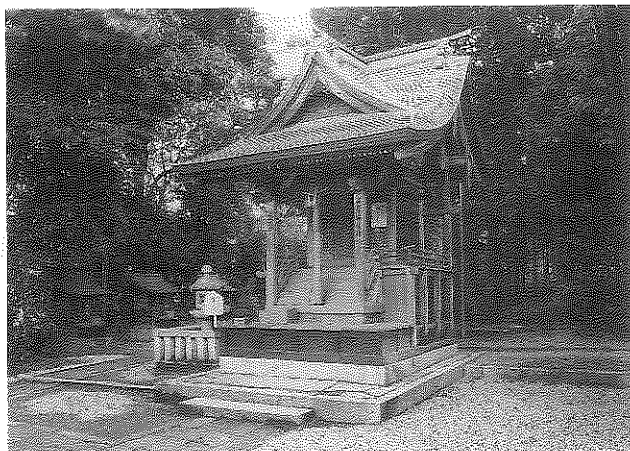
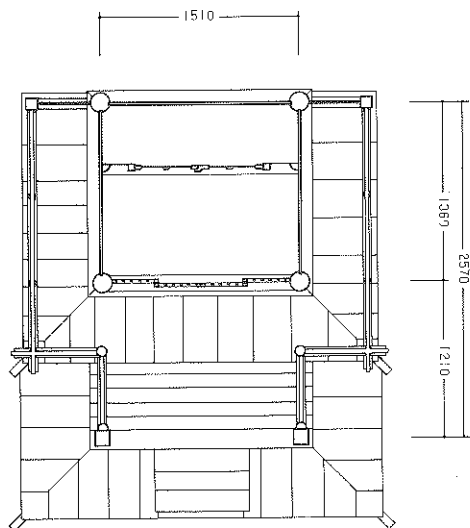
向拝組物

前面に拝殿・幣殿を配している。そして境内社は本殿の後ろ寄りの東側に大原神社、西側に八幡・天満神社が、さらに後方の中央よりに武大神社がそれぞれ北面して建っている。

本殿は城主「朽木民部少輔植元」の寄進により、享保二年十月より再建の工事が始められ、御内大工西村半右衛門冬信が棟梁としてこの任にあたり、翌年七月に完成し、八月に遷宮されている。一間社流造で檜皮葺の建物は、乱石積基壇の上に、亀腹を設け、自然石の礎石上に建っている。身舎は円柱として向拝共に連三斗組の斗拱を置き、中備に臺股を設けている。妻飾は二重虹梁^{にじりょう}笈^{あき}形付^{かたづけ}大瓶束^{おおいづむ}として、連三斗組にて棟木を受ける。向拝は切面取り角柱を用い、身舎の柱頭と海老虹梁で繋ぎ、軒は二軒繁垂木になる。身舎の正面は引違格子戸四枚建を構え、側背面は横板張とする。縁は跳高欄付切目縁を三方に廻し、身舎背面柱筋に脇障子を建て、正面に七級の高欄付木階を設け、更に浜縁を付けている。内部は後方寄りに両開板唐戸を構えて内外陣に画し、内陣天井は鏡天井で、外陣は棹縁天井とする。軸部材は檼、桁・梁・垂木及び板類は松材を使っている。木鼻や絵様に桃山時代風の意匠が見られるが、一方地方化した若葉の絵様も施されており、飾立てる事なくあつさりとした、大型なる建物である。



境内社 大原神社



繫虹梁

本殿の後ろ寄りに建つ境内社大原・八幡・天満神社の各本殿は、近在の旧四町村の寄進により享保四年（一七一九）に完成している。大原神社は「八王子」と近世まで称し、棟札により地元福知山の木工の手になり、また八幡神社と天満神社の二殿は、摂州大阪北御堂前の大工鳥居甚兵衛勝重が携わっている。天満神社は桁行三尺五寸とやや小型で、他の二殿は桁行五尺の同規模となっている。この三殿は共に一間社流造で、正面に千鳥破風を持つ建物であるが、八幡神社においては更に軒唐破風を付加している。身舎は円柱で土台上に立て、柱頭を頭貫・台輪で軸部を固め、出組と中備の臺股を置き、軒支輪を設け、そして虹梁大瓶束の妻飾架構を立体的に見せている。向拝は唐戸面付角柱として、身舎と海老虹梁で繋ぎ、手挾を設ける。身舎正面は引違格子戸四枚を建て、側背面は横板張とし、内部は後ろ寄りに棧唐戸を設けて内外陣とする。身舎背面柱筋に彫刻付の脇障子を建て、跳高欄付切目縁を三方に廻し、正面に高欄付木階五級と浜縁を設ける。この様にこの三殿の基本構造は共通しているが、細部を除く相違な手法として、例えば軒支輪や妻飾での棟木を受ける組物において、大原神社は蛇腹であり、出三斗組としているのに対し、八幡・天満神社においては、板支輪となつて雲水模様を彫り、棟木受けを連三斗組とする。また大原・八幡神社の木鼻が渦巻式であるのに対し、天満神社は唐獅子等獸面の木鼻を用いるなど、各社において工夫を凝らし変化を付けて建てられている。なお、本殿をはじめ境内社三殿は、元こけら葺の建物であったが、宝暦十二年（一七六二）頃に檜皮葺屋根に改められ、



(左)八幡神社

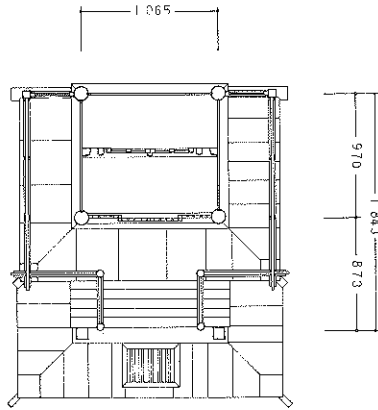
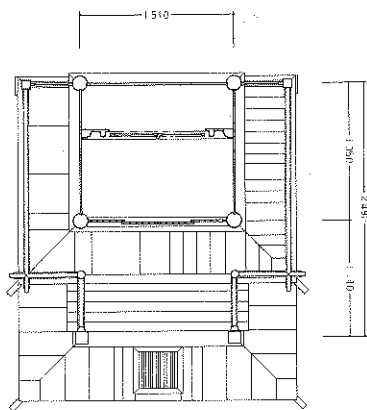
(右)天満神社



境内社 八幡神社
繋虹梁



境内社 天満神社
繋虹梁



さらに境内社は昭和五十八年に現在の銅板葺に変えられている。

後方に建つ境内社武大神社本殿は、福知山の東方旧雀部庄土村に鎮座していた建田神社本殿で、近くに位置する松尾神社の境外社として、近世まで「高田大明神宮」と称された神社に建っていた。当神社の創建は文禄三年（一五九四）と伝えるが詳らかではない。明治四十年に神社合祀に際し、本殿だけが一宮神社へ売渡され、他の社殿は松尾神社境内に移転された。一方移築された本殿は、翌年に堀村内にあった三つの神社を合祀して現在に至っている。

社蔵の棟札から明暦三年（一六五七）に前建物の修造が行われており、そして、元禄八年（一六九五）に現建物が旧土村の氏子によって再建され、作事には石原村・川北村等の近村の大工が手掛け、旧境内図や小屋組内に残る墨書より、この時東面して建っていたことが知られる。また藁葺屋根で仏堂の如き上屋（覆屋）の中に鎮座し、こけら葺であった屋根が、明治三十三年に上屋が取除かれたおり、檜皮葺に改められた。そして移築後、他の境内社と共に銅板葺とされている。

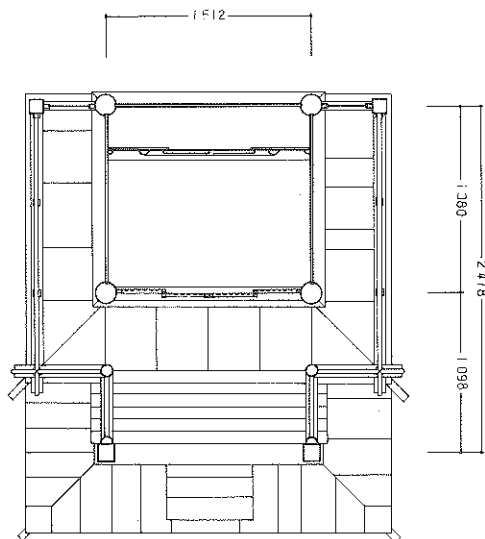
建物は一間社流造で、身舎は円柱で、土台上に建ち、頭貫を回し、連三斗の斗栱を置き、中備に墓股を配している。妻飾は虹梁大瓶束として連三斗組にて棟木を受け、軒は二軒繁垂木としている。身舎と向拝は海老虹梁で繋ぎ、向拝は切面取りの角柱の上に連三斗組を置き、水引虹梁の木鼻は猿鼻となり、中央に獅子の彫刻を飾っている。身舎正面は引違格子戸を四枚建て、側背面は横板張とし、内部は後ろ寄りに板唐戸を構えて内外陣に分けている。縁は身舎背面柱筋に脇障子を建て、跳高欄付切目縁を三方に廻し、正面に高欄付木階五級と浜縁を設けている。当本殿は移築の際、長押・垂木それに脇障子・縁や木階等が取替えられているが、高欄をはじめ軸部・組物等の部材がよく残っており、建立当時の姿を止めている。

当神社の本殿群は、武大神社だけに時代差があるものの、江戸時代中期で同時期に建立された神社本殿建築が整然と立並び、一間社流造とする共通の構造形式の中で、手掛けた大工が福知山町内であったり、近村の大工、大阪の大工、さらに藩の御大工と、各所で活躍していた大工匠たちによって建てられており、そしてそれぞれに特徴を表現している神社本殿遺構の一つとして貴重である。

境内社 武大神社



繋虹梁



美術工芸品

絹本着色 渡辺正栄尼像
わたなべしょうえいにぞう

一幅（絵画・指定）

慶長二十年五月七日琴誉の賛がある

京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町四六

清涼寺

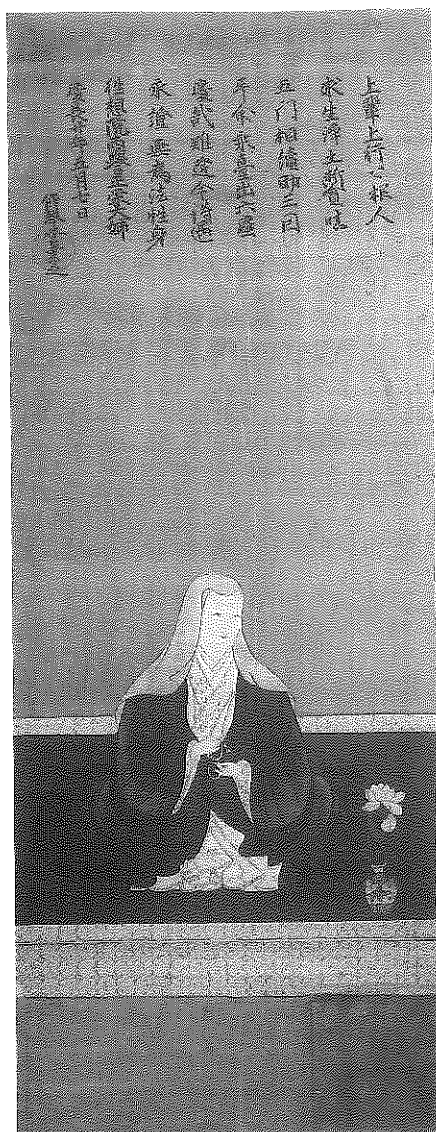
寸法 縦一〇五・八cm 横三九・九cm
時代 桃山時代（一六一五頃）

頭巾をかぶり、法衣をまとった比丘尼形で上畳に坐し、手に数珠をもつ。そばに蓮華を挿した瓶が添えられている。図上には昨年度指定した同寺蔵徳川市姫像と同じく当時金戒光明寺の住持であった琴誉（一五四五〜一六一七）の賛があり、「慶長二十年五月七日」という正栄尼の没年月日が記されている。作風の面からも容貌の細緻な表現や、衣の裾の処理のしかたなどの共通性から、本像と徳川市姫像は同一の作者の手になるものである可能性が高い。顔、手、下衣には胡粉

が塗られ、下衣には雲母がひかれている。上衣は墨一色で塗られているが、濃淡の諧調を微妙に変化させて量感を巧みに表す。畳には緑青が、蓮華には花卉に淡い紅色が入られ、瓶には金泥が塗られている。全体には上品な色彩感覚である。特筆されるのは下衣に施された文様の描写であり、墨を掠らせながら描き込むことによって下衣の質感を表出する。

像主の渡辺正栄尼は近江の永原氏の出身。山城の豪族で田中邑主であり、はじめ將軍足利義昭に仕え、のち織田信長、豊臣秀吉にしたがつた渡辺宮内登（昌ともつたえる）に嫁いだ。大野大藏卿局などとも淀の方のそば近くに仕え、息子で槍の名手として知られる内蔵助紀とともに最後まで豊臣氏に従い、大坂夏の陣で落城の直前に自刃している。清涼寺の大壇那であり、今日も一族の大きな五輪塔が数基清涼寺境内の墓地に残されている。賛者の琴誉は徳川家康と親しい人物として知られているが、豊臣方の人物の肖像に賛を記しているのは興味深い。むしろそれほど正栄尼一族と浄土宗との関係が深かったことの証左であろう。

衣の文様に用いられている胡粉盛上げの技法や雲母引きなどの入念な装飾と、色数少なく白黒を中心とした上品な色彩感覚は、この絵を桃山期の婦人像の中でも屈指の優品にしている。



上輩上行之根人
求生淨土願望
在門相續即三因
并今此畫出六塵
慶長二十年五月七日
承造無量法性身
往想隨願是安婦
慶長二十年五月七日

信長

板絵著色神馬図 狩野元信筆

一面（絵画・指定）

船井郡丹波町字富田小字辻六九

子守神社

（京都府立総合資料館寄託）

寸法 縦五六・八 cm 横八一・五 cm

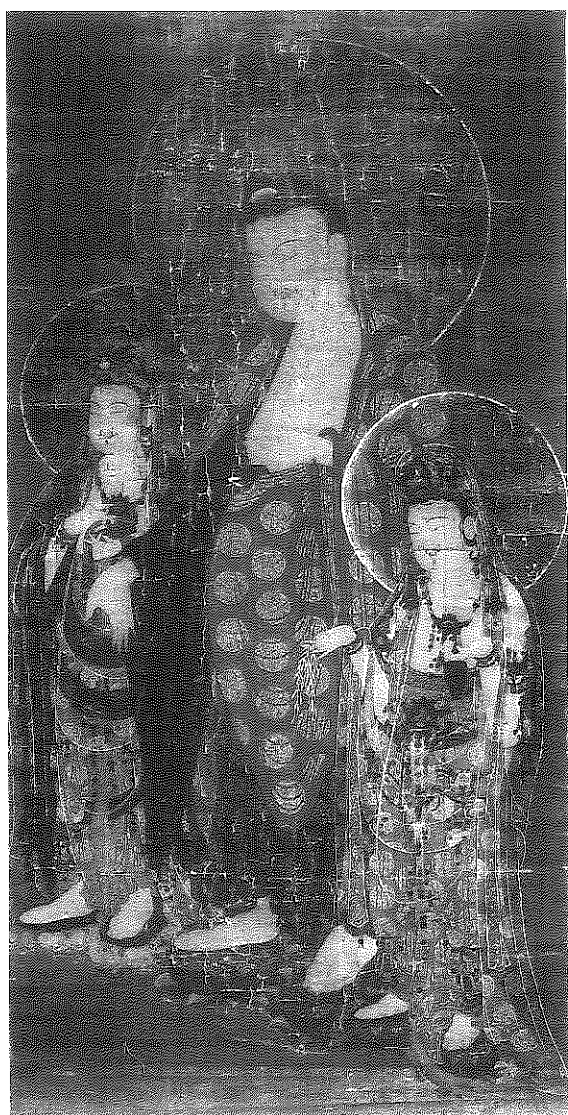
時代 室町時代 大永五年（一二二五）

黄土地の背景のなかに、差縄で杭に繋がれた連銭芦毛の馬を描く。馬体は胡粉を置いたうえから抑揚のある輪郭線を引き、馬体を描く筆線は伸びやかで力強い。細緻な線で毛筋を描く。眼元、口中、轡に朱を点し、眼球に群青と金泥を塗る。画面右側に「筆者狩野大炊助元信」「元信」「朱文印」左側に「大永五年乙酉閏十一月吉日 願主西歳敬白」の墨書があり、府内に現存する最古の絵馬であることが知られる。

筆者の狩野元信の生年については、江戸時代の文献から文明八年（一四七六）説と同九年説があり、後者とすれば酉年となり、願主は元信本人と考えることもできる。馬の描きかたは、同じ元信筆で落書により天文八年（一五三九）以前の作品であると知られる、重要文化財兵庫県加茂神社蔵「神馬図」に描かれた馬と、輪郭線や筋肉の盛り上がり、示す線の引きかたなどが共通しており、のちの狩野派の馬の描きかたの原形となっている。落款の書体も互いに近似している。元信が大炊助の落款を用いていた時期は永正八年（一五一〇）年（一五一一）〜四一頃であるが、この時期の絵馬が複数残っているのは奇貨とすべきであろう。本図は多少剥落が認められるが、開放的な場所に懸けられることの多い絵馬というものの性格からすれば保存状態は良好とすべきであり、中世にまで遡りうる遺品は全国的にも極めて乏しい状況にあるなかで貴重なものであるといわなければならない。

元信の伝承作品は数多いけれども、真筆と認められるものは一〇点あまりにすぎない。本図は画風、落款等の点から見てそのうちの一点に数えられる作品であり、狩野派の礎を築いた元信の画業を知るうえで重要な作品である。





絹本着色阿弥陀三尊像

一幅（絵画・指定）

舞鶴市字松尾五三二

松尾寺

寸法 縦一〇九・五cm 横五五・六cm
時代 高麗時代

画面向かって右から観音菩薩、阿弥陀如来、勢至菩薩の順で、それぞれ踏み割り蓮華に乗って来迎するようすを描く。同時代のわが国の来迎図と異なり、ゆっくりとした速さで進んでくる。また、わが国の来迎図が多くの場合左から右に向かうのたいして、右から左にむかって進む。阿弥陀は右手を下げて指を伸べ、左手は腹前で掌を上にして親指と中指を捻じる。観音は左手に水瓶、右手に楊柳を執る。勢至は左手で経帙を持ち、右手で紐を執る。肉身には肌色が塗られ、朱緑で輪郭を取る。衣の色や蓮華の色を三尊それぞれ描きわけ、文様も金泥線を用いて細緻に描いている。背景は暗い紫色で、各所に細かい補

絹がみられるが、補筆はみられない。

高麗仏画が仏教美術史のなかで独特の位置をしめているが、我が国でも好まれて、古来多くの高麗仏画が渡ってきている。高麗仏画の特徴のひとつとして豊かな装飾性があげられるが、とくに岩の上にゆったりと腰掛けるな楊柳観音像や、頭を頭巾で包んだ被帽地藏像など独特な雰囲気をもった仏画が好まれたようである。本図も装飾性の豊かな典型的な高麗仏画作品である。さらに、本図は大きさ、図像とも重要文化財に指定されている世界救世教本と酷似しており、同一粉本にもとづいた制作と考えられる。

本図を納めている箱には松尾寺の三代前の住職懸空師の箱書きがあり、明治初年に廃止した若狭高浜の龍藏院の什物であったと伝え、それを懸空師が買いもとめたことが記されている。

渡来当初から松尾寺に伝来したものではないが、高麗仏画作品のなかでも評価はすでに高く、一部に補絹はあるものの補筆のない点も貴重な作品である。

木造伝一鎮坐像

一 軀（彫刻・指定）

京都市左京区浄土寺真如町二二

迎称寺

（京都国立博物館寄託）

寸法 像高 八〇・八 cm

時代 鎌倉時代（南北朝時代（一四世紀））

ヒノキ材による寄木造で、頭部は両耳後ろで前後二材矧ぎとし、玉眼嵌入。襟際で肘に柄差しとする。肘幹部は前後二材矧ぎのあいだに奥襟および両肩部を構成する横材をはさみ寄せて内刳りをほどこす。両肘側部各一材を矧ぎ付け、各々背部材との間に約一・七cmのマチ材をはさみ、また、両脚部との間に約四cmの材をはさむ。両脚部横

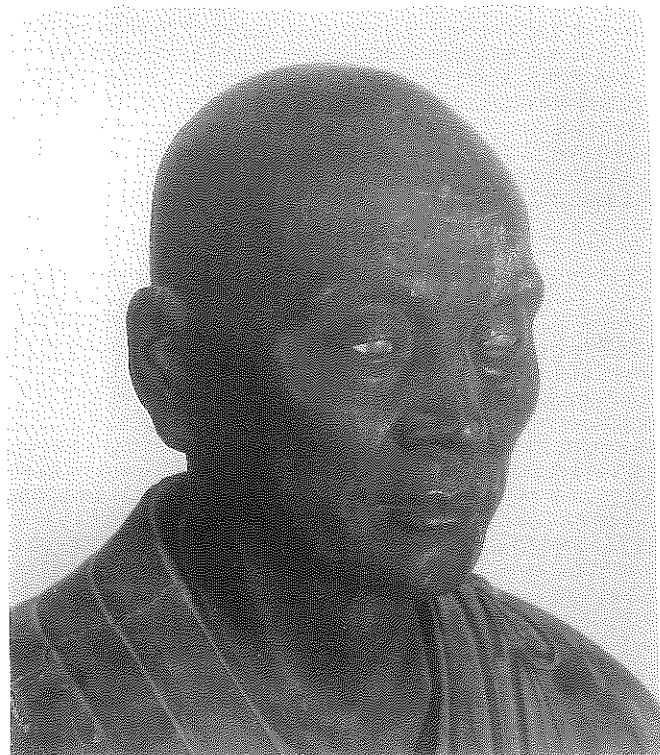


一材。裳先別材矧ぎ（欠失）。両手、両袖先（右方後補、左方欠失）、結び紐（右方欠失）各別材矧ぎ。全体に内刳りを施し、像底に段差をつくり底板を貼り付けた痕跡がある。

円頂、老貌、正面を向き口を閉じる。下衣の上に法衣をまとい袈裟をかけ、胸前で合掌し、袖を左右に垂らし跏趺坐する。袈裟の下から衣の結び紐の先端二条が前に垂下する（右方欠失）。時宗の祖師像に通形の図像である。

本像は昭和五六年に重要文化財に指定された東山区長楽寺の七条道場金光寺旧藏木造時宗祖師像七軀のうちの坐像形式の五軀に図像、法量、構造形式、作風などあらゆる面で近似する。文献によると慶派仏師の幸俊が建武元年（一三三四）に七条道場六代の肖像を造ったという記事があるので、それがこの像にあたるものであるとする説がある。





木造十一面観音立像

附 修理木札 正保三年丙戌二月吉日 一枚

綴喜郡田辺町大字宮津小字白山五

西念寺

(京都国立博物館寄託)

寸法 像高 一七八・〇 cm
時代 平安時代

カヤ材による一木割短造で、彩色をほとんど素地が現れている。耳後ろで前後に割り短ぎ、さらに頭部と軀部は全面は三道下で、背面は襟の上で割り短ぎ、頭上面は頭部に差しこみ、両手は肩下がりと手首で短ぎ、天衣の遊離部も別材を短ぎ。両足先、両裾先も別材を短ぎ。蓮肉は前後二材短ぎ、髪を結び、天冠台をかぶり、髻頂に仏面一、菩提面一〇を戴く。条帛、裳を付け、天衣を懸ける。右手を垂下し第一指と第三指を捻じ、左手は胸前で第一指と第三指を捻じ、腰をやや左にひねり、右脚を遊脚として蓮華座上に立つ。田辺町宮津宮ノ口の重要文化財の本殿のある白山神社の神宮寺法雲寺に安置されていたが、明治初年の神仏分離の際に西念寺に移された。

像本体は状態を右に傾け左にひねり右脚を遊脚とする穏やかな身のこなしを示し、身体各部も極端に強調されたところが無く、典型的な平安後期の和様彫刻の特徴をみせるが、同時期の定朝系の彫刻に比べ、各部に柔らかな膨らみがあり、頭上面も大ぶりであり、胸と腹の境目に陰刻線を刻すなど各所に特徴的な表現がみられる。しかし、平安時代末期の彫刻にしばしばみられる形式化はまだ現れておらず、ナイーブな表現がこの像の魅力となっている。

最近までは垂下した右手に後補の錫杖を持ち、長谷寺式の観音として信仰されていた。

また、すべての頭上面、両手先のはとんど、両足先、台座の反花以上の部分までもが当初のもので、全体に保存が極めて良好であることも特筆される。

像本体も平安後期の等身大菩薩立像として貴重なものであるが、さらに注目されるのは、近年の修理の際に発見された蓮弁に描かれた戯

迎称寺と長楽寺のこれらの像は様式的に見て同一流派により鎌倉時代末から南北朝時代にかけて順次造られたと考えられる。金光寺と慶派の關係の深さは同寺の過去帳に「当代大壇越太仏師代々」として慶派仏師歴代の名を記していることから知られる。

一鎮(一二七七―一三五五)は金光寺で修行し、遊行第六代を相続し、嘉暦三年(一三二八)一条堀川に一条道場迎称寺を建立した(迎称寺は元禄年間に真如堂とともに現在地に移転した)。したがって、迎称寺ではこの祖師像を一鎮の像と伝えている。

以上のようにこの像は数少ない時宗祖師像の遺品として貴重であるばかりでなく、鎌倉時代末から南北朝時代にかけての慶派仏師の作風展開を考えるうえからも重要な作品であり、特に相貌表現の巧みな写実は注目すべきものがある。



木造十一面観音立像



台座蓮弁戯画



修理木札

画である。五枚の蓮弁に墨書で有髯神将頭部などが描かれている。平安後期の墨描戯画としては平等院鳳凰堂扉押縁下の戯画などが知られるが、現存するものは数少ない。この蓮弁の戯画は今後平安絵画研究の貴重な資料となることであろう。

また、本体とともに近年の修理時まで胎内に納められていた正保三年（一六四六）の修理木札が伝えられ、南都椿井仏師治部卿が修理と彩色を加えたことが知られる。

以上のように本像は平安時代の彫刻史、絵画史を考える上で貴重な資料となるものである。



木造千手観音立像

一 軀（彫刻・指定）

船井郡瑞穂町字栗野小字堀古ノ上五〇

無動寺

寸法 像高 二七九・二 cm
時代 平安時代

四二臂型のいわゆる十一面千手観音立像である。木造寄木造。肉身部漆箔、条帛・天衣はベンガラ色、裳は墨色を呈すが、いずれも江戸時代以降と思われる後補の彩色・漆箔である。白毫は水晶嵌入、眼は彫眼。体幹部は基本的に前後左右の四材刻ぎと推定されるが、彩色のため詳細は不明。全体に内刳りを施しているようである。

頭上面は、髻頂に如来相、その周囲、正面中央に菩薩相、その両側に狗牙上出相、右側面は正面に近いほうから菩薩相、狗牙上出相、瞋怒相、左側面は正面に近いほうから菩薩相、瞋怒相、瞋怒相の順に並べ、背面には面を置かない。このうち正面の狗牙上出相二面は当初のものである。頭髪はまばら彫り、天冠台を表し、左肩から右脇に条帛

を掛け、膝前に天衣を二条まわす。手はほとんど室町時代の後補に替わっているが、当初のものも残っている。裳の折り返し部分が左右非対称になっているが、右半は彫り直しである。しかし、頭体幹部の主要部分は平安時代末期における造立当初の様子を良く残している。

無動寺は現在曹洞宗であるが、かつては天台宗であったと伝え、『郷土誌「三の宮」』（昭和五十六年・同編集委員会）によれば曹洞宗としての開山は寛政元年（一七八九）、開基は徳雲二世大清元智禪師、天台宗開山年月等は不詳である。本像の安置される本堂は一七世紀初期の建立と考えられるが、平面は密教系であり、したがって曹洞宗にかわったのは堂の建立より後のことであろう。しかし、この堂内には他にも平安時代に遡る等身大の仏像が多数残されており、これらの像が他所から移安された可能性もあるが、いずれにしろ平安時代にまで遡りうる天台信仰が付近に存在していたことが知られる。

本像は後補部も多いが、面相を初めとして平安時代末の様式をよく伝えている。丹波地方に残る最大級の大きさの平安彫刻として貴重な作品である。

愚中周及関係遺品

柿色地麻直綴
萌黄地平絹禪衣
鼠地平絹二十五条袈裟
黒地木綿七条袈裟
蒲葵团扇
雲版
松子
唐盤
附 愚中周及賜紫衣謝儀及和韻袈裟包布

(工芸品・指定)

時代 室町時代・元時代

一領
一領
一領
一領
一握
一面
二握
一口
一幅
二枚
福知山市字大呂一四七四
天寧寺

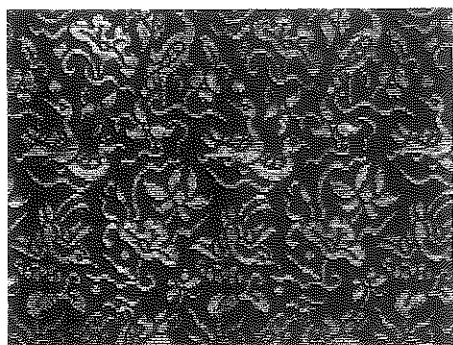
天寧寺は旧丹波国天田郡の北西山間部にあつて、当地の豪族金山(本姓大中臣)宗泰が貞治四年(一三九五)に愚中周及(一三三三〜一四〇九)を開山として建立した禅刹である。

ここに取上げた工芸品類は愚中周及が用いた法衣・法具類で、元より請来したものも含まれる。伝法衣や開山の遺品として伝わってきた天寧寺の第一の宝物である。法衣類は、南北朝から室町時代の染織品、元時代の金工、木工品の貴重な遺品であるばかりでなく、個々に極めて個性的なものが揃っており、当時の禅文化の雰囲気を知る上でも興味深い資料であるといえよう。

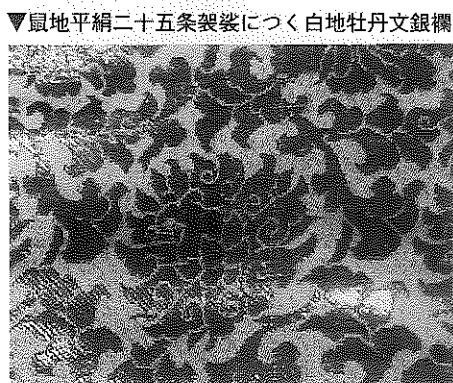
柿色地麻直綴は非常に粗く織られた麻布製の単で、襲はなく身頃は裾までひと続きとなつてゐる変形の直綴である。

萌黄地平絹禪衣は表裂は萌黄地平絹、裏裂は白地平絹の拾仕立ての半円形の禪衣で、肩に当たる部分に紐が付いている。夜間の屋外での坐禅に着用したものと伝える。表裂の十数か所に簡略な墨描のコオロギのような昆虫がある。裏地に「□禪衣也天寧寺」の墨書がある。

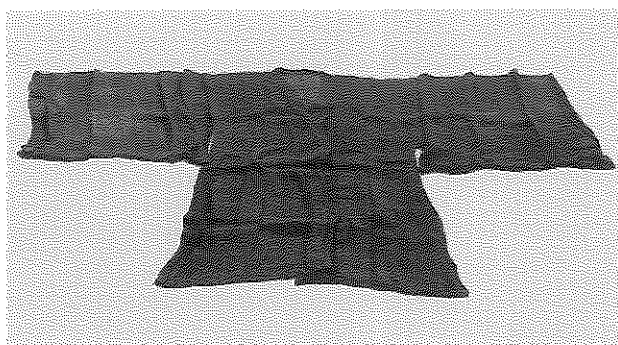
鼠地平絹二十五条袈裟は現在破損が進んでいるが、田相部は鼠地平絹、条葉部は標地平絹で、四天には標地蓮池水禽文金欄・紅地二重蔓



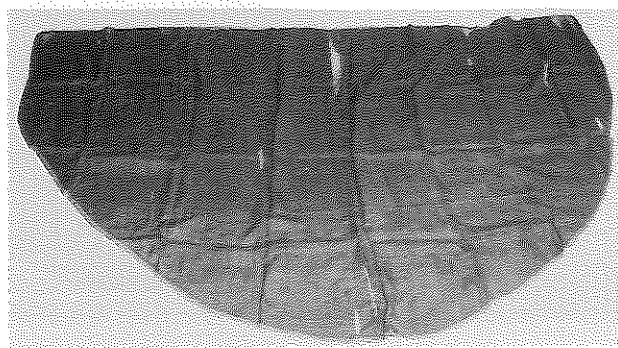
▲鼠地平絹二十五条袈裟につく標地蓮池水禽文金欄



▼鼠地平絹二十五条袈裟につく白地牡丹文銀欄



▲柿色地麻直綴



▼萌黄地平絹禪衣

金色院御堂再興勸進状

一卷 (古文書・指定)

宇治市白川川上り谷七三

地蔵院

寸法 縦 三〇・〇 cm 横 全長二四八・〇 cm 五紙
時代 室町時代 寛正四年 (一四六三)

卷子装。料紙は鳥の子紙に金泥界を引き、天地欄外に金銀箔野毛砂子を散らす。軸は象牙頭切軸。保存状態は良好である。

白河別所金色院は関白藤原頼通の女子、四条皇太后寛子の建立した寺院で、康和四年 (一一〇二) に完成した。本堂は七間四面、金をもりばめ金色堂と称された。長く藤原氏の崇敬を受け、坊舎多数を擁して栄えたが、長祿四年 (一四六〇) 盗人の火により焼失した。現在では白川地区の各所に、その名残を留める遺物を残している。

この勸進状は火災後の再建のため、広く助成を仰ぐことを目的に、寛正四年 (一四六三) に起草されたものである。本文では四条皇太后の発願により、平等院の別当であった証朝が当院を建立し、併せて白山権現 (拜殿は重要文化財) を勸請した由緒を述べて、火災にあった当院の再興のため、十方檀那の助縁を求めている。

第五紙奥裏には「石清水隠倫定栄」なる人物による文亀三年 (一五〇三) の追記があり、この一卷は文明の乱のころ、たまたま所持するところとなったが、某所からの懇望により金色院に寄進する旨が記されている。筆者を明らかにしないことは惜しまれるが、中世後期の寺院再興勸進状の一典型として、重要であるとともに、金色院の歴史を物語る数少ない資料として貴重である。

(奥裏墨書)

此一巻者先年文明乱之砌為乱妨物及展転所望
不存寄所持秘藏之处也、先御手跡言語道断 然而
□□□□懇望依難黙止寄進申者也、末代為当寺之
龜鏡者、尤本望云々、文亀第三曆八月廿一日
山城国白川別所金色院御堂 石清水隠倫定栄

敬白 勸進状
請持家十方檀那助成
願が久由部白川別所金色院
御堂奉新 益世相違
一紙狀
夫貞必平等復業自地廣
家祖元和昔也此是性而
佛體法源起以法流傳
美白川別所金色院建立
所當御願 諸所防 御宇
承徳康和 同法管 承和
四年八月十七日主才切達
所管管く何養正 如常
則大聖又持家名寺調金
一紙狀

人々白川別所金色院
諸檀那方今檀那
願一紙狀
津石清水院
高河海不飲酒源
西し密貴勸貴
此仍勸進
命正三年八月日勸進状

此一巻者先年文明乱之砌為乱妨物及展転所望
不存寄所持秘藏之处也、先御手跡言語道断 然而
□□□□懇望依難黙止寄進申者也、末代為当寺之
龜鏡者、尤本望云々、文亀第三曆八月廿一日
山城国白川別所金色院御堂 石清水隠倫定栄

奥裏墨書

金色院御堂再興勸進状 卷首・卷末

平等院修造勸進狀
平等院旧起

一卷
(古文書・指定)

附 時繪黒漆塗箱 一合

平等院勸進狀写 一卷

平等院旧起写 一卷

宇治市宇治蓮華 一一五

浄土院

寸法 平等院修造勸進狀

平等院旧起

時繪黒漆塗箱

縦 三三・六 cm 横 二二・七 cm
縦 三三・二 cm 横 三三・七 cm
長さ 三八・二 cm 幅 五・八 cm
高さ 四・七 cm

平等院修造勸進狀写

平等院旧起写

時代

平等院修造勸進狀

附 時繪黒漆塗箱

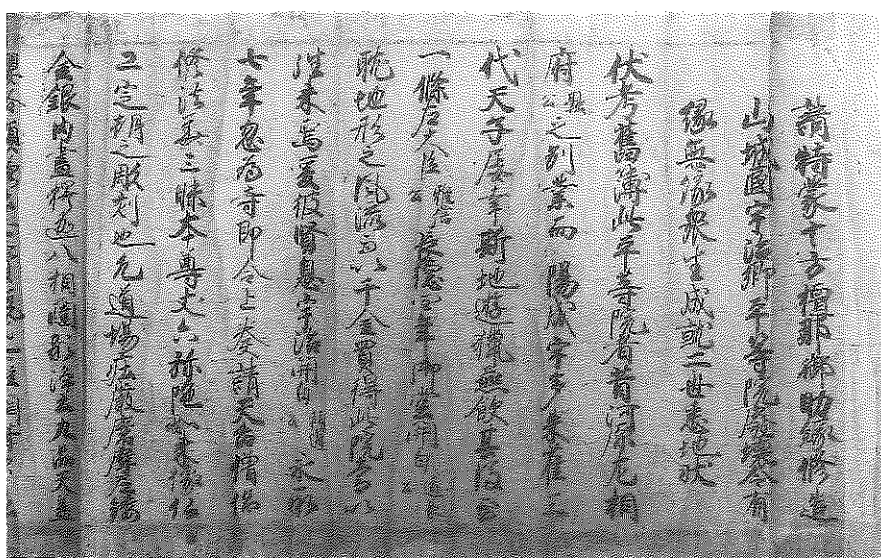
平等院修造勸進狀写 室町時代

平等院旧起写 江戸時代

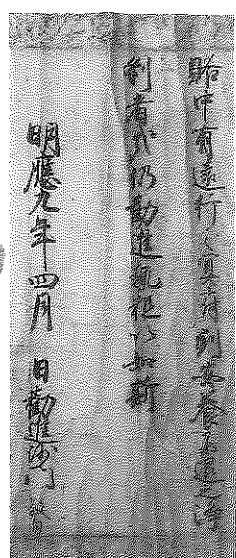
縦 三一・〇 cm 横 三六・五 cm
縦 三〇・九 cm 横 二五・八・〇 cm
室町時代 明応九年(一五〇〇)
江戸時代 寛永十七年(一六四〇)

いずれも卷子装。平等院修造勸進狀は鳥の子紙に銀砂子散らし。天地欄外には金銀箔野毛散らし。裏打紙にも金切箔を散らすという大変華麗な料紙である。軸首は当初のものと見られる黒漆塗り軸で、牡丹唐草文を陰刻している。平等院旧起は、無地の斐紙に金界を引いた料紙に仮名混じりの行書で筆写する。いずれも保存状態は良好である。

平等院は言うまでもなく、平安時代関白藤原頼通が自分の別荘であった宇治別業を、阿弥陀の浄土を模した寺院として、金色の丈六阿弥陀如来像を安置したことに始まる。その後平等院は摂関家領の寺院の一つとして藤原氏の保護を受けたが、度重なる戦乱等によって、室町時代には衰退していた。この勸進狀は、明応九年(一五〇〇)に勸進沙門某が平等院の修造を図って勸進を行おうとした際の趣旨を述べた



平等院修造勸進狀 卷首

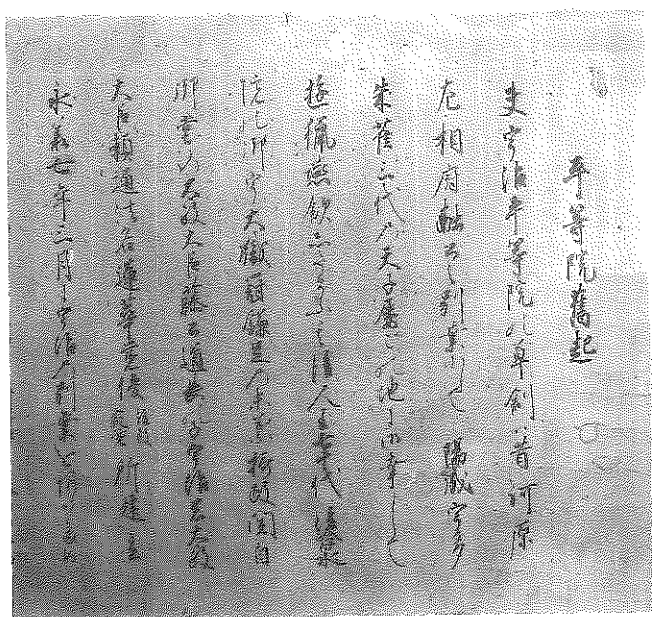


同 卷末

ものであって、当時の沿革とその荒廃のありさまを述べて、十方擅那の助成を求めている。この勸進状を清書したのは当時一流の文化人として有名な三条西実隆（一四五五—一五三七）であることが附の写に記されているが、彼の日記によって自筆であることがあきらかな久美浜町・円頓寺の総門再興勸進状と同筆であり、その伝承を裏付けている。

平等院旧起は寛永十七年（一六四〇）、知恩院宮門跡良純親王の筆になるもので、やはり平等院の草創から書き起して創建当時の境内の有様、堂舎の荘厳について、仮名混じり文で書き記すとともに、最後に源氏物語の宇治十帖のことに触れている。

いずれも史料の少ない平等院に関する史料として貴重であるとともに、勸進状は室町時代の能筆の作例として貴重である。



平等院旧起

松尾寺再興啓白文

附 西国三十三所巡礼縁起

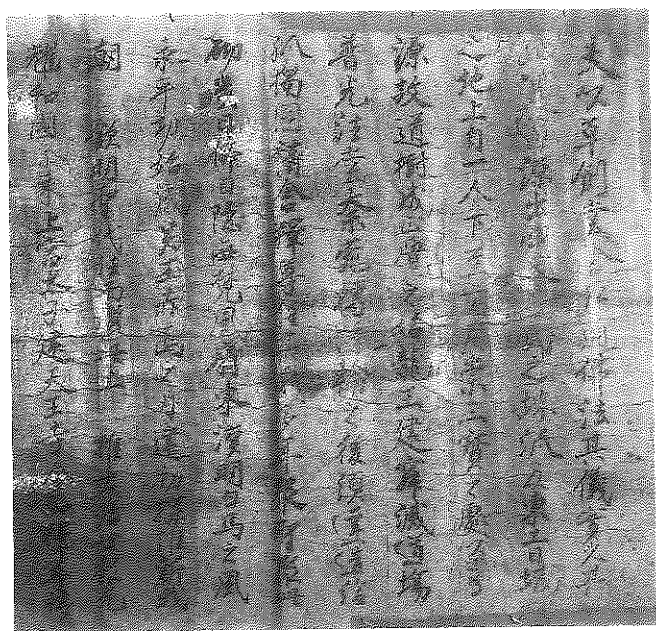
一巻（古文書・指定）
一巻
舞鶴市松尾五三二
松尾寺

寸法 松尾寺再興啓白文 縦 四〇・九cm 横 一八〇・一cm 三紙
西国三十三所巡礼縁起 縦 三一・一cm 横 三四九・六cm 七紙

時代 鎌倉時代 徳治三年（一一三〇・八）

附 室町時代 天文五年（一五三六）

いずれも卷子装。松尾寺再興啓白文は厚手の楮紙の全面に雲母を引き、金銀砂子・切箔を雲霞に散らした美麗な料紙に墨書する。西国三十三所巡礼縁起は天地に金銀切箔砂子散らしの楮紙に、真鍮界を引い



松尾寺再興啓白文 巻首

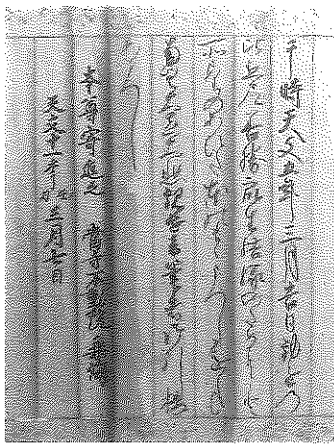
た料紙に墨書する。いずれも後補表紙に、同じ水晶の六角軸を付す。

松尾寺は西国三十三所観音霊場の第二十九番札所として知られる古刹で中世以来の多くの文化財を伝えているが、今回指定した二巻はこのような当寺の歴史を知る上での根本史料である。

再興啓白文は、徳治三年（一一三〇）に当寺の再興がなつた折の法要に読み上げられた文で、「徳治三年八月二十七日」の日付があり当時の原本と考えられる。内容は、当寺は慶雲・和銅の頃（奈良時代初期）威公道公の開基であり、一条天皇の正暦年中（九九〇—九九五）に為光という人物が観音の助けにより海難から救われたことに感謝して、馬頭観音像を彫り方丈を建てて以来、三十三所霊場の一つとして栄えたこと。鎌倉時代に二度の火災があり、一字も残さず焼亡したが、その後都鄙に勧進して七間四面の本堂を始め諸堂を再建し、もとのとおり本尊の馬頭観音像を安置したこと等を述べており、当寺の縁起ともなるものである。

三十三箇所巡礼縁起は天文五年三月に勧進比丘尼のために書写し、天文十一年三月の不動院乗海という僧が寄進した旨の奥書があり、西国巡礼の起源とその功德を述べるものである。いずれも中世の寺院縁起の古例として、また札所寺院の歴史を物語る史料として貴重である。

西国三十三所巡礼縁起 奥書



（西国三十三所巡礼縁起 奥書）

千時天文五年三月吉日の勧進の比丘尼善勝衆生結縁のためにと所望のあひた本のまゝうつし進之候、南無大慈大悲観世音筆者御引接あるへし、

（異筆）

「本尊寄進之 当寺不動院乗海

天文十一年壬三月七日」

龍神社経塚出土品

（考古資料・指定）

銅経筒

一合

文治五年乙酉八月十九日願主僧興珍・物部氏の銘がある

銅経筒

四合

銅鏡

六面

金銅如来立像

一軀

陶製外容器

一口

土師製筒

一合

宮津市宇大垣四三〇

龍神社

（時代） 鎌倉時代

経筒はいずれも銅製で、うち三合は銅板を丸めて筒を造り、二合は筒を鑄出す。いずれも被蓋で、文治五年銘のものは請花の上に宝珠を乗せた鈕を付す。また無銘品のうち一つは方形の鈕座の上に裝飾的な火炎宝珠を置く。銅鏡はいずれも平安末から鎌倉初期の花鳥文鏡で、うち二面には墨書で一面には線刻で鏡面に如来坐像を描く。金銅如来立像は別造りの蓮台の上に差込式で置かれる高さ八cm強の小像で文治五年銘の経筒に納められていた。陶製容器と土師製筒はいずれも経筒の外容器と考えられる。

龍神社は「延喜式神名帳」に見える式内社として、また丹後国一宮として名高い古社であるが、昭和三年（一九二八）から同六年にかけて、当社本殿の改修が行なわれた際、境内から多くの経塚遺物が出土した。これらのうち文治四年（一一八八）の銘文がある経筒二合と銅鏡二面はすでに重要文化財に指定されているが、今回指定するのは、それらと同時に出土した遺物の一括である。

遺物は経筒・金銅仏・銅鏡・外容器からなる。このうち特に注目されるのは、文治五年（一一八九）八月十九日の銘がある経筒で、願主僧興珍と物部氏（女性か）が亡親の極楽往生と存命の母親および子供たちの現世安穩・後生善処を願って法華経八巻を書写し、埋納する旨を籠字で陰刻している。府内の在銘経筒の中でも古い例に属し經典書写の事情を詳しく記すことと相まって、資料的価値がきわめて高い。

また、経筒の中には外面に仏画を貼り付けたものがある。経筒外側の装飾が残るのは珍しく注目される。調査がかなり以前であるため、出土状況等不明となった点もあるが、鎌倉初期の経塚造営の実態を示す資料として貴重である。

(経筒銘文)

敬白

奉書写如法説妙法蓮花經一部八卷

右志者為願主興珍慈父尊靈

物部氏二親尊靈往生極樂□

為現在悲母并所生男女各現

世安穩後生善処也

文治五年^{己酉}八月十九日

願主

僧興珍
物部氏

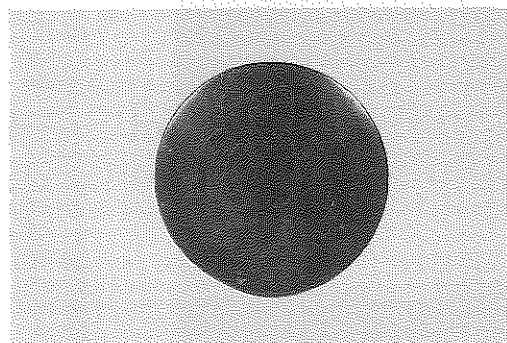
願以此巧徳普及於一切我等與衆生

皆共成仏道

銅経筒（文治五年の銘文がある）



鏡面に如来像を線刻した銅鏡



表面に仏画を貼った経筒

無形民俗文化財

芦生の松上げ

(登録)

北桑田郡美山町

芦生区

この松上げは、柱松形式の火祭りで、八月二十四日夜行われる。

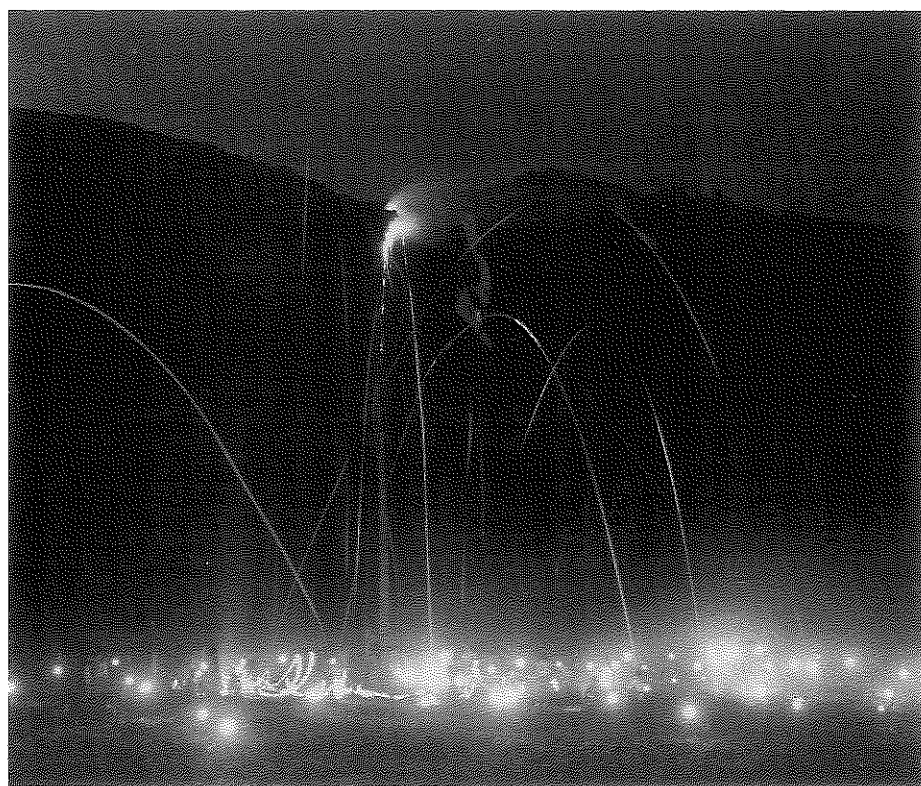
芦生は由良川の最上流に位置する山村である。昔は、下町(しもんじょ)、口芦生、灰野の地区ごとに行っていたが、現在は芦生区として一つにまとまり、区の行事になっている。

松上げを行う場所をトロギバ(灯籠木場)という。トロギバは、芦生の集落のかかりに広げた河原にあり、その中央に常設の木の枠がある。そこへカサと称する燃料部を取り付けた長大な檜の柱を直立させて、そのカサに火を付けた「上げ松」を放り上げ、着火炎上させるのがこの行事である。

トロギは長さ一二間と決っているが、その先端部分に添木が足されるので、トロギの高さは二二二三mにもなる。先端のカサは、逆三角錐形で上端径が一・二mほどあり、まず青竹で三角の枠を作り、そのまわりにカヤを編み付けるようにしてこしらえる。着火用の上げ松は檜の割木を束ねた径七cm、長さ一七cm弱の松明で、手尻にシナの紐(燃えにくいという)を結ぶ。この紐で松明を振りまわし反動をつけて放り上げるわけである。また、トロギとは別に、家の周囲や道端としてトロギ場一帯に地松が立てめぐらされる。地松は上げ松と同じく各家で用意するものであり、一戸当り二五〇三〇束も作られ、地面に立てた竹や木の杭に突き差してもやされる。

松上げの準備は当日朝から行われる。服忌の者を除く男子が総出で当り、まずはじめに集落とトロギ場を結ぶ仮設の橋が架けられる。昔はここに注連縄を張って女性や他所の者は入れなかった。作業の中心

はカサ作りとトロギ起しで、カサの取付けが終ると総がかりでトロギを立てる。今でも昔ながらの方法で、セイタ(板)や大小のサマタ(藤づるをからめた又木)、大小の梯子を用い起していくが、その作業も興味ぶかいものである。トロギを立て終ると、その根本を塩で清め、ひとまず自宅にひきあげ夜にそなえる。



松上げは午後八時三〇分頃から始まる。参加者は風呂に入つて身を清めて待ち、時間が来ると、まず家のかどに地松を上げる。その数は家により三、五、七体とまちまちだが、トロギ場などに上げるものも含めて全体で三三三（束）上げるものだともいわれる。やがてトロギ場に人が揃うと、種火になる焚火がたかれる。その火でトロギ場の地松が上げられ、あたり一帯が火の海となったところで区長の合図があり、めいめい持参の上げ松に火をつけてそれを放り上げる松上げがくり広げられる。ここでは鳴物は入らないが、たえまなく放り上げられる上げ松が見事な火の放物線を描き、賑やかな火の饗宴を現出する。

カサに最初に上げ松を入れるのを一の松、二番めを二の松と呼ぶが、カサが燃え落ちトロギが倒されたあとその場で言う祝い酒は、一の松から順に三の松までいただくことになっており、その名譽がたたえられる。その後、一行は寺までひきあげ改めて祝宴をはり、庭では賑やかに盆踊りが行われる。盆踊りは浄瑠璃口説が主体だが、かつては鉄扇、ヤッサ、ヤッサコサイなどがあつたという。場所も寺ではなく寺のかたわらに在った地藏堂の堂内で、トロギ場から伊勢音頭で囃しながら地藏堂に練込み、村人もまじり、下駄履きのままその床上で踊り興じたといわれる。

芦生の松上げも、形態その他周辺の事例とはほぼ共通している。その目的は、虫送りとする口碑もあるが、やはり防火の願いを込めた愛宕山への献火行事とされ、どうにも上げ松が上がらないと、川で身を清めたり、区長が新しい火をもらいに愛宕さんへ行つたこともあつたという。すなわちこの行事も火の信仰をとまなつて村に浸透した愛宕信仰の一事例であり、資料として貴重である。

東吉原の振物

（登録）

舞鶴市宇東吉原

東吉原太刀振保存会

振物と呼ばれるこの芸能は、旧田辺城下町の氏神とされる朝代神社の祭礼芸能で、十一月三日の祭礼に四年に一度奉納される。

この振物は、二人が一組になってそれぞれが持つ刀や棒を打合う組

太刀型の太刀振であり、次の曲目から成る。

露払——化粧をし華やかに装った幼児二人による棒振り。

大薙刀——頭に黒い赤熊をいただいた青年二人が大薙刀で切組みの型を演じる。

小薙刀——化粧した少年二人が小太刀を手に切組む曲。七、八歳の少年の役とされる。

野太刀——中太刀ともいう。十二歳ぐらいの少年の役で、刀を手にはげしく切り結ぶ。小姓の奮戦のさまという。

間拔——青年二人が棍棒で激しく打合う曲。足軽や中間の奮戦の姿という。

前関棒——太刀と棍棒を手にした青年が相対しはげしい立ちまわりをみせる曲。

後関棒——前関棒と同様の曲でやゝ年長の青年が演じる。

いずれの曲も左右に分れての対称的な動きを基本に、時に激しい切組みをみせるというのがその特色で、屋台に乗せて曳行する太太鼓と笛のはやしで演じられる。もともと振物は真剣を使用するものであり、きびしい鍛錬と集中力が要求された。それだけに、呼吸の合ったその演技は美しくまた格調あるものとなっている。

この振物の演者をマツリコ（祭り子）と呼ぶ。祭礼には、この祭りが先頭を行く傘鉾に続いて道中し、舞場に練込む。露払の幼児は、道中、大人の肩に乗って行くのがならわしで、宮にかかると肩から降りて練込みの先頭に立つ。はやしも賑やかに揃い振りで舞場へ入る練込みが終ると、まず、露払が色どりの鮮やかな飾り棒で棒振りを演じて舞場を蔵い、ついで「大薙刀」以下順にその演技をくり広げる。裁付袴にわらじ履きで胸当てをし、背に奉書で巻き水引で締めた丸帯を負うという出立ちも印象的である。その丸帯は鎧櫃をかたどったというユニークなものだが、それは、錦その他の華麗な織物類を多用した風流の名残りといえよう。

伝承によると、この振物は田辺城主細川藤孝が関ヶ原合戦の前哨戦で西軍に包囲された際、女・子供までが奮戦した、その奮戦のさまを武道の型として伝えたものという。それはともかく、東吉原の振物は享保二十年（一七三五）成立とされる『丹後国加佐郡旧語集』の長浜

村高倉八幡宮の項にみえており、江戸時代中期には朝代神社の祭礼を賑わしていたものと考えられる。ちなみに、この祭礼は氏子の町々から屋台もくり出し、振物を先頭に巡行する盛大なものであった。

振物と呼ばれる組太刀型の太刀振は舞鶴市域を中心に濃密に分布している。東吉原の振物もその一つであるが、この伝承は内容・構成においてもっともよく整い、芸能的にも秀れた代表的なものであり貴重である。



大雑刀



間拔



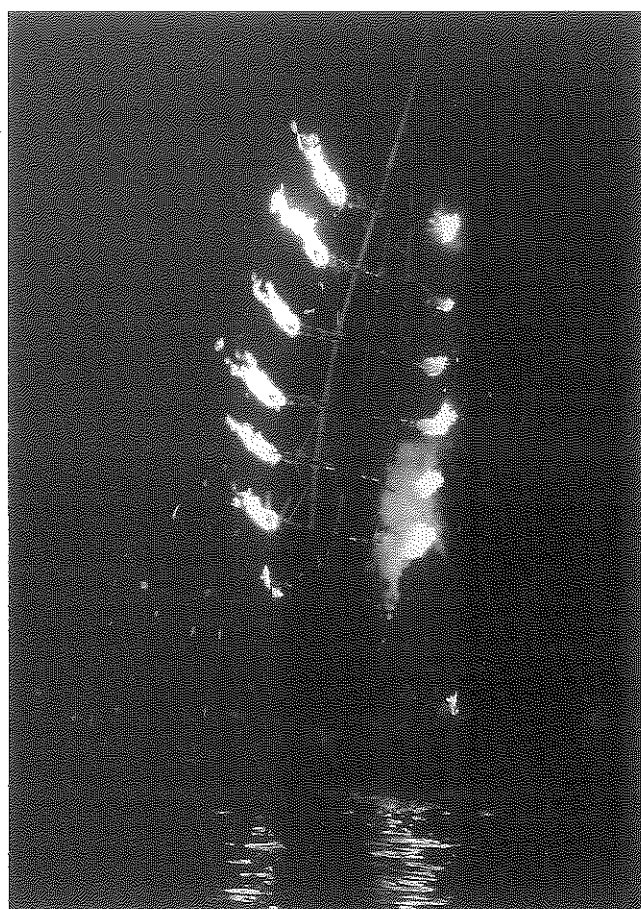
前関棒

吉原の万灯籠まんどろろ

(登録)
舞鶴市宇西吉原
吉原万灯籠保存会

この行事は、吉原地区（東・西吉原）の青年が主体となって行う盆の火祭り、毎年八月十六日夜に行われる。

マンドロと呼ばれるものは、先端部の枝葉を残した巨大な竹を真柱とし、それに青竹の小判型の枠を取付け、その枠に七本の横棒（青竹）



これは久美浜町河梨の十二灯と同タイプの伝承であり、ほとんど同様のものが大ガセの名で若狭・福谷（福井県大飯町）でも行われている。

吉原の万灯籠は、享保年間（一七一六～三六）にクラゲが大発生し全く漁が出来ず難儀した時、それは海神の怒りによるものだと、それをなだめ鎮めるため海中で大火を焚いたのに始まると伝えられる。つまり、鎮魂の盆の火祭りということだが、愛宕信仰の影響も認められる。そのようにこれは、盆の火の民俗に愛宕信仰が習合したところに成立した松明行事の一事例であり、資料として貴重である。

蒲入の精霊船行事

かまにゆう しょうろうふねぎょうじ

（登録）

与謝郡伊根町字蒲入

蒲入区

この精霊船行事は、蒲入の子供組が管掌する共同体の盆行事である。

子供組は、小学一年生から中学三年生までの男子で構成されるが、それは行事のための組織であり、地区別に西組、中組、東組に分れる。この組分けは、葬式と盆行事のみに機能する葬式組の組割りであって、組にあつてはそれぞれ最年長の子が大将になって行事をとりしきる。

行事は八月十三日の材料集めからはじまり、十四日松明作り、十五日両夜の松明もやし、十五日の船作り、十六日の船流しと続く。

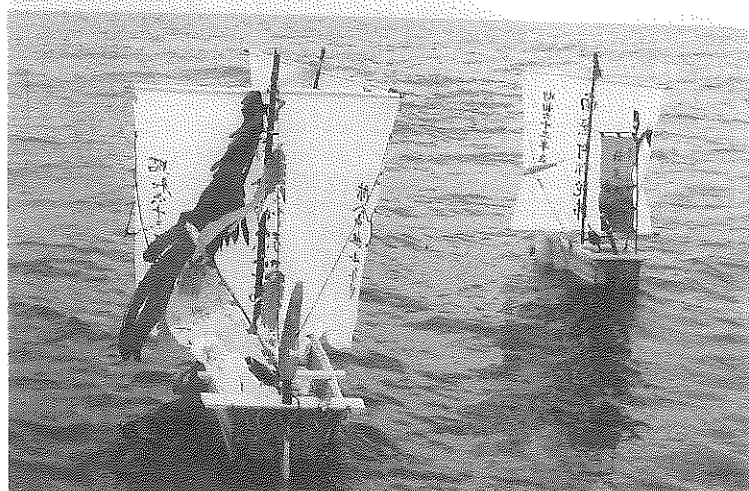
タイマツモヤシは、高さ七～八m、基部の太さ二抱えほどもある大松明を二本作り、突堤の先端部に立てて一夜一本ずつ燃やす行事である（もとは組ごとに各二本作り、組ごとに定った海岸でもやした）。松明は真竹三本を芯にして稲藁を束ねたものである。必要な藁一五〇束ほどは全戸の繰出で、子供たちが集めてまわるが、松明作りは青年が手伝いに出る。松明もやしも大将を助けるかたちで青年が当り、年少の子供らは離れた浜辺で声の限りヤメキ（わめき）それを囃す。

を通し横棒の左右先端（本則は一二灯）に松明を差し込むというものである。松明は直径二〇cm、長さ七〇cmばかりの割竹を束ねたものである。全体として魚形を思わせる完成した万灯籠は高さ一八m、最大巾四、五mを測る大きさであり、その作製はほぼ一日がかりとなる。

万灯籠の行事は午後七時ごろから始まる。場所は伊佐津川の河口に架かる大和橋上手の川中である。再び参集した青年たちがうち揃って氏神の朝代神社に参拝し、御幣をいただき、ついで愛宕権現（円隆寺）にまわり神火を授かってくる。現在は、小型の万灯籠一基を作って持ち参し、その松明に神火をうつし炬火リレーのように賑やかに戻って来る。帰り着くと、直ちに御幣を万灯籠の先端に差し立てて川中に運び出し、神火をもって松明に点火し、万灯籠を直立させ、またぐるぐる回転させる。倒れないように回転させるのが見どころで、火の粉が舞いたち川面に映えるそのさまはなかなか勇壮で美しいものである。

精霊船造りは、二日めの松明もやしの前に行われる。

蒲入の精霊船は、長さ一八〇cm、巾四五cmぐらいの平底の木造船で、西組、中組、東組がそれぞれ一隻造る。この造船の作業は子供に出来る仕事ではなく、組うちの大人がもっぱら事に当るが、子供たちもかたわらに待機して作業を見守り、また、云い付けどうりに雑用を果す。昼過ぎに着手して三〜四時間で船が出来上がり、帆も付けられて完成すると、あとは子供たちにゆだねられる。子供たちはまず船を海に浮べアカ（浸水）の様子をみ、アカがひどい場合には盆供のダンゴを詰めてアカ止めなどをし、翌日に備える。この日は朝八時過ぎから、盆の



供物や送りダンゴなどを持って人々が組の精霊船までやって来る。そして供物を船に積込み、点して来た線香を船上に立てて一寸拝んで帰って行く。その供物は子供たちが管理することになっており、子らは早速それを開き、好きなものを選び取り頂戴する。また、その野菜や果物で船に乗せる人形を作ったりして、寺での施餓鬼を待つ。施餓鬼は十一時頃に始まり村中から人が集る。子供たちも組ごとに寺へ出かけ施餓鬼のハタを持帰り、そのハタでそれぞれの船の最後の飾り付けをすませ、ほどなく、西の船付き場まで運んで行く。船付き場には青年が船を用意して待ち受けており、三隻の精霊船が揃ったところで船に積込み、沖合いに運んで海上に流す。それをフネナガシと云い、子供二〜三名が同乗して行き、精霊船がイソに寄らぬよう梶と帆をかげんして北か北東へ向かうように流す。それ以外は鳴物もなく特別なしきたりもみられないが、昔は組ごとにトモボト（船）を出し競漕で船流しを行い、施餓鬼に集まった村人がうち揃って寺からそれを見送ったという。競漕の勝負について縁起をかつぐこともあり、東が一番になると「農作物の出来がよい」などと云ったといわれる。

蒲入のこの行事はこのように、松明もやしと精霊船流しからなる。そこにはお精霊を迎え祀りそして送るという構図が明らかに認められよう。行事の一部に簡略化がすすみ、大人の関与も大きくなっているが、盆の習俗を考えるうえで価値の高い貴重な伝承である。

河梨の十二灯

(登録)

久美浜町大字河梨

河梨区

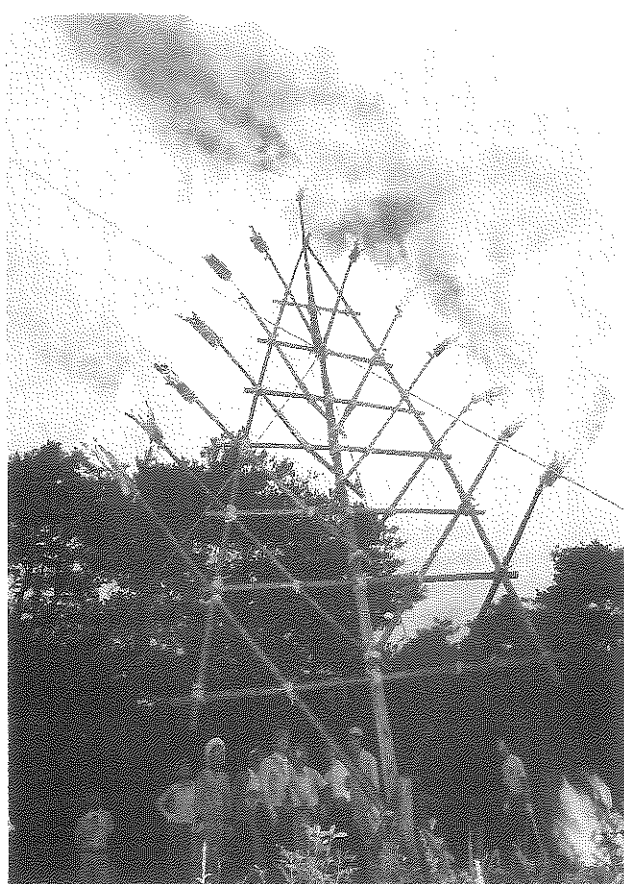
この行事は河梨をあげての共同体の火祭りで、八月二十三日夕方に行われる。

河梨は丹後の西端、峠一つで但馬（兵庫県）に接する農村である。現在の戸数は四一戸で、その家々から一人ずつ男子が出

て作業に当る。子供たちもこれに加わるが、男手がない家は参加せず、服忌の者も参加できないことになっている。

二十三日午後四時ごろ、あらかじめ用意しておいた松明用のコエマツなどを持ち、村はずれの山へ人々が集って来る。その山を万灯山という。頂上は一寸した広場になっており、直ちにお灯明、十二灯などの製作にかかる。お灯明は直径三〇cm、長さ一、二mほどの割竹を束ねた松明を七mばかりの竹竿の先端に付き差したものだ。十二灯は、長さ八、五mほどの檜の真柱に青竹でほぼ正三角形の枠を取付け、その枠に左右各六本のスジカイを組み、その筋交いの青竹の先端に松明を突き差すというものである。十二灯の松明は割ったコエマツ（松根）を束ねた直径二〇cm、長さ五〇cmほどのもので、真柱のてっぺんに立てるものを合せ計一三束用意される。

これらの作業の一方で、村の役の者が久美浜町内の愛宕さんにお参



十二灯



松明行事

を残して直ちに下山し、集落を流れる河梨川をはさんで松明を振り回す。その松明は十二灯の古竹でこしらえ、山上で着火し竹に差してかつぎおろすのが習わしとなっている。松明行事はもとと子供たちの行うものであり、松明も自らこしらえたものという。その松明には長い紐が付けられ、それで大きく振り回すように出来ており、大人たちも交ってヒューヒューと火の輪を描く光景はなかなか美しい。

この行事の起原などは知られないが、在所では虫除けと豊作を祈る行事と伝えている。愛宕さんから種火を受け、その方向に十二灯を立てるところに明らかなように、十二灯の行事は愛宕信仰による献火行事となっている。しかしまた、万灯山の名が残るように盆の火祭りの要素も伝えられる。同様の行事が隣村の神谷や河内（かっち）でも行われていたというが、盆の民俗と愛宕信仰が習合した特色ある事例であり、資料として貴重である。

りし、神前の火を受けて来る。その聖火が到着するとそれで焚火をたき、まずお灯明を立てる。そうこうするうちに十二灯の骨格も出来上り、松明の用意もとのう。それを見計った区長の合図で、一三束の松明に火がつけられそれぞれの位置に取付けられ、揃ったところで又木や綱を用いて直立させ、愛宕山の方に向けて固定し炎上させる。村人たちは集落からそれを仰ぎ無事上がったことを喜び合う。

十二灯はしばらく燃え続けるが、人々は火の番

史跡名勝天然記念物

正法寺庭園

(名勝・指定)

八幡市八幡清水井

八幡市男山南方に連なる通称正法寺山(標高九四m)の東麓に位置する徳迎山正法寺は、徳川家康の側室となり、のちの尾張藩主義直を生んだ志水宗清の娘お亀の方の菩提所とされ、江戸時代を通じて同藩の庇護の下に栄えた。境内には、寛永六年(一六二九)建立の本堂をはじめ、大方丈・小方丈・書院・鐘楼・唐門など江戸初期からの伽藍が保存されている。

庭園は、後述する古図に、「方丈扣山」と記された正法寺山の東側山裾と小方丈及び書院との間に築かれている。南北約十六m、東西約五mの池の西側護岸から、山腹へかけて幾重にも石組が並ぶ。書院正面には山水をひき落す滝口がみられるが、現在は水みちが変わり枯滝となっている。南方から庭を見通すと、滝石組から北方へ流れ、小方丈西側に至り、細い水路へと変ずる池を扼するかに山裾が迫っている。この山裾と対置された小方丈の白壁と緩やかな反りの軒先のたたずまいは、十数mの僅かな間合いではあるが、深い奥行を感じさせる。小方丈縁先から山裾へ渡した自然石の石橋を潜ってさらに北へと続く十mほどの水路山側に積まれた石組は、書院方向からの視点ではその全貌は見られないものの、とりわけ豪快稠密な形態で組み並べられている。

庭園の東辺を画する書院は宝永四年(一七〇七)の建立であり、その北に並ぶ小方丈は天保十一年(一八四〇)に現在の位置に移築されてきたものである。寺所蔵の「徳迎山正法寺境内諸建物八貳百分一繪圖」(文政十一年八月)を見ると、未だ小方丈が移築される前の建物配置が描かれており、現状の位置にあたる書院西側から北へ広がる池庭が既に築かれていたことがわかる。



滝のツバキ

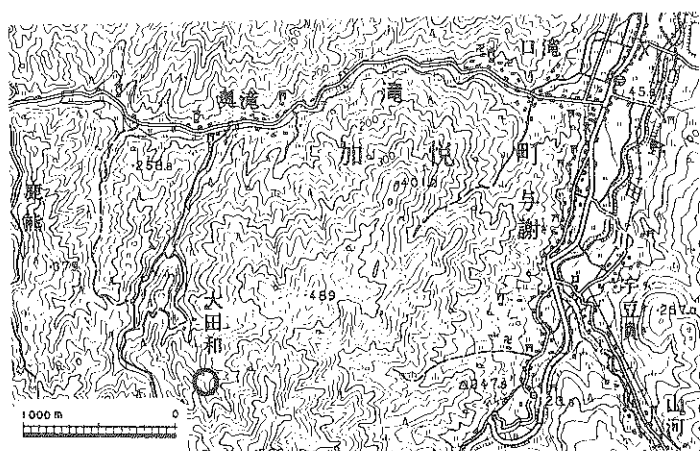
(天然記念物・指定)
与謝郡加悦町字滝小字深山

加悦町は宮津湾に注ぐ野田川の上流域に位置し、西は兵庫県の但東町に接する。今回、府の天然記念物として指定するツバキは、町の中心部から但東町へ通ずる府道沿いの奥滝集落から、南へおよそ一・五km山道をたどった山林の中にある。周辺の未植林地には自生のツバキも多くみられる。

この樹木の周囲の斜面は、半径10m内外にわたり他の木本類が除伐されており、今では離村した大田和地区の人々が、永年にわたって製油用の実を採取しながら、特別の親しみをもってこのツバキを育成してきた歴史がうかがえる。

樹木の大きさは、地際での幹周が三・二六m、樹高が九・七m、枝張りには南北一四m、東西一三mに及ぶ。主幹は地上三〇cmで南北に分岐し、それぞれの分幹の胸高幹周は、南幹が二・四二m、北幹が一・七三mである。例年三月下旬から四月上旬に開花し、黄色の葯を紫紅色の一重の花弁が囲む花様は、改良の進んだ園芸品種とは異なる簡素な趣がある。

肥大生長の遅い樹種であるツバキにおいて、幹周が三mに及ぶものは全国的にも稀であり、貴重な老樹といえる。



文化財環境保全地区

一宮神社文化財環境保全地区

福知山市字堀小字小谷三四四〇番他

一宮神社

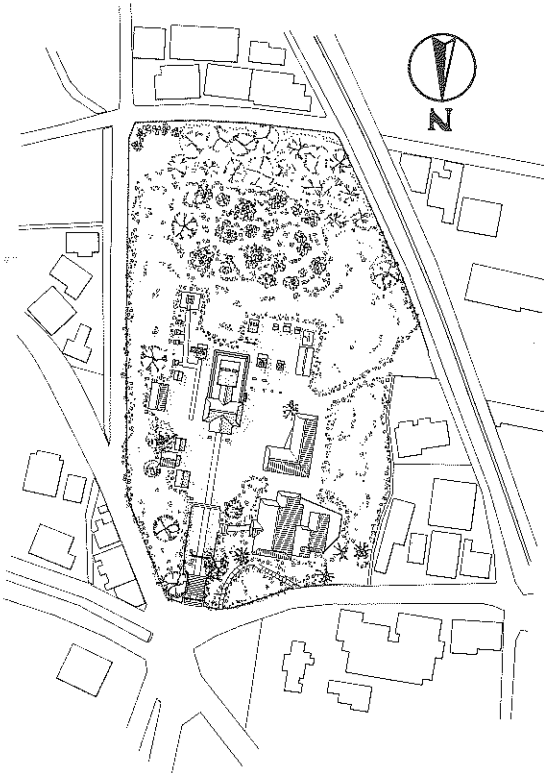
一宮神社は福知山の市街地から南東の旧堀村に位置し、丘陵地に鎮座している。旧福知山町・南岡村・木村・堀村の旧四町村の産土神として、祭神に大己貴命を祀り、近世まで「一宮大明神」と称していた。神社の創建は、麻呂子親王による慶雲四年（七〇七）の創立と伝えるが詳らかではない。近世初頭に入り、歴代福知山藩主に亘り社領が保証され、崇敬を受け、福知山の中心的な神社の一つに数えられている。境内に続く参道は、江戸時代の城下絵図に見ることができ、城の南東隅にあった藩の馬場より四百mに渡って、水田地の中を南に一直線に延びており、今もその道筋と、

入口の両脇には石燈籠が残り面影を残している。台地状の境内地に配された社殿は、正徳四年（一七一四）火災にあい本殿をはじめ全ての建物が焼失し、その後享保二年から四年（一七一七～一九）にかけ城主や四町村の氏子たちによって再興され、現在の社殿が形成された。境内中央に透塀で囲まれ、前面に拝殿・幣殿を構えた本殿は、城主「朽木植元」の寄進により再建され、御内大工が手掛け、一間社流造で大型の建物となっている。本殿後ろ寄り東側に地元町



内の大工による境内社大原神社、そして西側の境内社八幡・天満神社は摂州大阪の大工による一貫した意匠を取入れて建つ。またその後方に建つ武大神社は、福知山の東方旧土村に鎮座していた建田神社で、元禄八年（一六九五）に近村の大工の手により建立され、明治四十一年に当境内地へ移築された建物であるが、建立当時の姿を今に止めている。これらの建物は一間社流造と共通し、それぞれに大工の特徴が現れている。また境内には、安政四年（一八五七）朝暉神社境内に建立され、明治七年に移築されてきている能舞台や、大原神社東横には重要美術品に認定されている鎌倉時代の石燈籠も現存している。

こうした社殿を取囲む社叢は、境内入口脇から東そして南方の地にかけて幹周二m前後のケヤキが数多く見られ、サカギ・モチ・カシ・クス等の照葉樹林にモミ・イチヨウが混成して境内を取囲み、南側にスギ・ヒノキの針葉樹が植樹されている。そして樹林の足元には、ササ・ベニダ・フユイチゴ等が密生している。こうした社叢は整然と立並ぶ本殿や境内社等の社殿を包み込むように生い茂り、小鳥も多く豊かな森林となっている。この様な景観は周囲が住宅街となった昨今、緑豊かな環境となっており、その保全を図ろうとするものである。



選定保存技術

山・鉾・屋台懸装品等製作

(選定)

祇園祭の山鉾は「動く美術館」とも形容されるが、その美の主体をなすのは、山・鉾を装飾する多彩な染織品である。なかでも外観をカタチづくる胴掛、前掛、水引そして見送りなどの懸装品はその華といふべきものである。それだけに山鉾の懸装品には当代のもつとも高級な染織品が次々にとり入れられ、その累積は一大コレクションの観を呈している。

ユブラン織の通称で名高い毛綴錦、ベルシャをはじめとする各種の綴通、中国明・清の刻糸を含む大量の綴錦、同じく明・清のものを含む刺繍、多種の錦、あるいは更紗というように、そこには東西にわたる世界的な広がりとともに時代的な厚みがみられるのである。

このように山鉾を装飾する染織品の多くはかけがえのないものである。しかし、秀れたものほど長年にわたる使用によって摩耗や退色がすすみ、すでに耐用の限度を超え使用不可能となっているものが少なくない。そうした染織品の保存をはかり、かつまた祭りという生きた文化財の特質を維持するためには、代替品の導入による更新が必要である。その方法としては、現代の工芸品として将来に誇りうる染織品の新調、そうした既成品の購入転用、伝世品の復原新調などが考えられよう。見立てと取り合わせで時代の美を創造する風流としての山鉾の装飾ということからすれば、代替品の導入に当っては可能な限り多様な手法を用いるべきであろう。しかしながら、山鉾が要請するそうした染織品の供給は次第に困難となっているのが現状であり、それは祇園祭山鉾にとどまらず全国の山・鉾、屋台が当面している問題である。早急にそれらの多様な製作技術の保存をはかり、その技術の錬磨と継承をすすめることが必要である。



祇園祭山鉾懸装品(伯牙山)

川島織物技術者会

(保存団体)

(認定)

所在地・京都市左京区静海市原町二六五

代表・岡部 正

株式会社川島織物は、一四〇有余年の歴史と伝統を誇る総合美術織物のトップメーカーの一つである。美術織物にかかわるその技術、とくに二代目甚兵衛の高度な工芸的達成を継承発展させた各種の紋織や綴錦の製作技術は群を抜くものである。しかし、それらの技術の習得には長年にわたる経験とたえざる錬磨が必要である。そのため、当社では関係技術者による技術者会を設け、自主性を生かしながら研修をふかめ、技術の保持と後継者の育成にとりくんでいる。そして山・鉾、



宇治柳橋図（浄妙山胴掛・川島）

屋台の懸装品の製作についても、その体制で、すでに、浄妙山胴掛（宇治柳橋図・綴錦）、伯牙山前掛（慶寿群仙図・紋織）新調等の優秀な実績をあげており、祇園祭山鉦をはじめとする山・鉦・屋台懸装品等の保存要請に応じ得る高度な技術を保持している。

〈保存団体〉

龍村美術染織技術保存会

（認定）

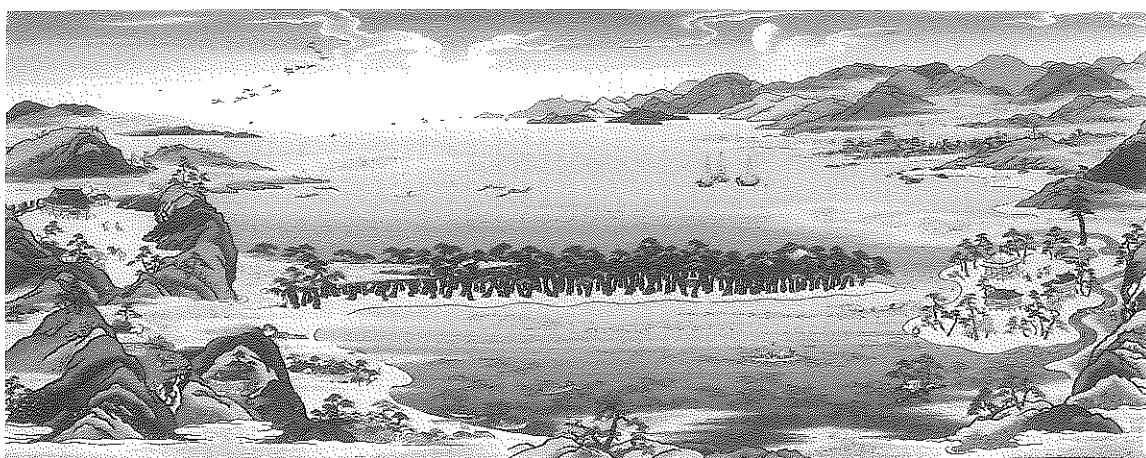
所在地・京都市中京区壬生森町二九

代表・龍村 元

株式会社龍村美術織物は、西陣織の知識と技術、それに加える博多織の知識を基調に初代龍村平蔵が創始した龍村製織所に始まる。高浪織の発明、各種古代織物の研究とその復原をはじめとする初代平蔵の織物美術家としての力量は他の追随を許さぬものがあつた。現在の龍村美術織物を代表する正倉院裂、名物裂、さらにインカ、ユプト、ペルシャ等々の古典の復原製作技術は、その遺産を全面的に引き継いだ



慶寿群仙図（伯牙山前掛・川島）



天橋立図胴掛（占出山・龍村）

ものである。その基礎の上に、数々の美術織物が作出されているが、その製品―壁掛、綴帳などは、織技の精巧さと絶妙の配色が作り出す格調の高さで知られ、国の内外において高く評価されている。

祇園祭山鉾の懸装品についても数々の実績をあげており、橋弁慶山の前掛（椿石霊鳥図・綴錦）、郭巨山の胴掛（華の汀、春雪・綴錦）新調、占出山の胴掛（天橋之図、松島図・綴錦）復原などはそのすぐれた成果である。

これら綴錦や紋織あるいは刺繍等は長年の経験と絶えざる錬磨なしにはその技術の保持は困難である。当社では山・鉾・屋台懸装品のような多種多様でかつ高度な要請に応じるため、専門の技術者の会を組織し、技術の保持・伝承と研修を行っているところであり、必要な高度な技術をよく保持している。



椿石霊鳥図前掛（橋弁慶山・龍村）

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

平成元年 3月31日現在

種別 区分	年度	建造物		美術工芸品								無形 文化財	有形 民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合 計	文化財 環境保 全地区 (決定)	選定保 存技術 (選定)	総合計
		件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計			風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計				
指定	57	△ 1 9	△ 5 16	2	4	7	△ 1 1	△ 1 1			△ 2 15	(認定1) 1		△ 1 1	3	△ 1 4	6	3	2	11	△ 4 40	15		△ 4 55
	58	△ 2 9	△ 3 22	6	4	4		2	1		17			2	4	6	2	3	1	6	△ 2 38	9		△ 2 47
	59	△ 1 7	△ 3 18	3	3	2		1	1		10		1	1	6	7	2	△ 1 3	1	△ 1 6	△ 2 31	11		△ 2 42
	60	△ 1 7	△ 2 11	3	3	2		2	1		11						2	1	2	5	△ 1 23	4		△ 1 27
	61	10	39		1		1	1			3						2	1	2	5	18	5		23
	62	3	8	3	3			4	2		12						1	1	1	3	18	4		22
	63	3	11	3	3	1		3	1		11							1	1	2	16	1	(認定2) 1	18
指定計		△ 5 48	△ 13 125	20	21	16	△ 1 2	△ 1 14	6		△ 2 79	(認定1) 1	1	△ 1 4	13	△ 1 17	△ 1 15	△ 1 13	10	△ 1 38	△ 9 184	(認定2) 49	1	△ 9 234
登録	57	▲ 2 25	▲ 7 44	5	▲ 1 2	4		1			▲ 1 12				6	6					▲ 3 43			▲ 3 43
	58	7	11		2	1					3				4	4			5	5	19			19
	59	11	15		2						2				5	5			1	1	19			19
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14			14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9					23			23
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6					16			16
63	1	5											4	1	5					6			6	
登録計		▲ 2 59	▲ 7 105	6	▲ 1 9	9		5	1	1	▲ 1 31		3	16	25	41			6	6	▲ 3 140			▲ 3 140
合計		△ 5 ▲ 2 107	△ 13 ▲ 7 230	26	▲ 1 30	25	△ 1 2	△ 1 19	7	1	△ 2 ▲ 1 110	(認定1) 1	4	△ 1 20	38	△ 1 58	△ 1 15	△ 1 13	16	△ 1 44	△ 9 ▲ 3 324	(認定2) 49	1	△ 9 ▲ 3 374

(注) (1) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(2) ▲印は、重要文化財等及び府指定文化財に指定されたため、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。

(3) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数は、件数に含めない。

京都の文化財（第七集）

平成元年三月

発行

編集発行 京都府教育委員会

印刷所 中西印刷株式会社